

同(中澤茂一君紹介)(第五八七〇号)
同(羽田孜君紹介)(第五八七一〇号)
同(原茂君紹介)(第五八七二〇号)
同(増田甲子七君紹介)(第五八七三〇号)
同(松平忠久君紹介)(第五八七四〇号)
同(向山一人君紹介)(第五八七五〇号)
米生産調整に関する請願(井出太郎君紹介)(第五八七六〇号)
同(小川平二君紹介)(第五八七七〇号)
同(唐沢俊二郎君紹介)(第五八七八〇号)
同(小坂善太郎君紹介)(第五八八九〇号)
同(下平正一君紹介)(第五八九〇〇号)
同(中澤茂一君紹介)(第五八九一〇号)
同(羽田孜君紹介)(第五八九二〇号)
同(林百郎君紹介)(第五八九三〇号)
同(原茂君紹介)(第五八九四〇号)
同(増田甲子七君紹介)(第五八九五〇号)
同(松平忠久君紹介)(第五八九六〇号)
同(向山一人君紹介)(第五八九七〇号)
青果物市場における花卉取扱に關する請願(井出太郎君紹介)(第五八九八〇号)
同(小川平二君紹介)(第五八九九〇号)
同(唐沢俊二郎君紹介)(第五九〇〇〇号)
同(小坂善太郎君紹介)(第五九〇一〇号)
同(下平正一君紹介)(第五九〇二〇号)
同(中澤茂一君紹介)(第五九〇三〇号)
同(羽田孜君紹介)(第五九〇四〇号)
同(林百郎君紹介)(第五九〇五〇号)
同(原茂君紹介)(第五九〇六〇号)
同(増田甲子七君紹介)(第五九〇七〇号)
同(松平忠久君紹介)(第五九〇八〇号)
同(向山一人君紹介)(第五九〇九〇号)
造林事業の推進に關する請願(井出太郎君紹介)(第五九一〇〇号)
同(小川平二君紹介)(第五九一〇一〇号)
同(唐沢俊二郎君紹介)(第五九一〇二〇号)
同(小坂善太郎君紹介)(第五九一〇三〇号)
同(下平正一君紹介)(第五九一〇四〇号)
同(中澤茂一君紹介)(第五九一〇五〇号)

同(羽田孜君紹介)(第五九〇六〇号)
同(原茂君紹介)(第五九〇七〇号)
同(増田甲子七君紹介)(第五九〇八〇号)
同(松平忠久君紹介)(第五九〇九〇号)
同(向山一人君紹介)(第五九一〇〇号)
北海道大滝村開拓農協の運営資金助成等に関する請願(井野正揮君紹介)(第六六一一〇号)
中国産肉輸入禁止解除に關する請願外三件(横山利秋君紹介)(第六六一二〇号)
同外十一件(横山利秋君紹介)(第六四五一〇号)
農業者年金の創設に關する請願(田畑金光君紹介)(第六一八七〇号)
は本委員会に付託された。

五月四日

農林省食糧事務所、農林統計事務所等の存続に關する陳情書(栃木県議會議長沢田武雄)(第二九二二号)
農産物の価格安定に關する陳情書(長野県下伊那郡喬木村議會議長小池恒志外五名)(第二九三二号)
農業政策樹立に關する陳情書(新宮市議會議長柿原幹央)(第二九四四号)
総合農政の推進に關する陳情書(福岡市天神一の八福岡県町村会長三輪修平)(第二九五二号)
総合農政の推進等に關する陳情書(福井市大手三の一七の一福井県農業會議會長中西敬憲)(第二九六六号)
米の生産調整に關する陳情書外三件(福岡県議會議長三宮欽英外三名)(第二九七七号)
農地法の一部を改正する法律案の成立促進に關する陳情書(栃木県芳賀郡茂木町農業委員會長羽石菴)(第二九八八号)
農林漁業の近代化促進に關する陳情書(福岡市天神一の八福岡県町村会長三輪修平)(第二九九九号)
合併による外国製菓会社の進出反対に關する陳情書(東京都港区新橋六の九の五日本菓子工業

協議會長森永太平外十三名)(第三〇〇〇号)
食糧管理制度的堅持等に関する陳情書(岡山県久米郡棚原町議會議長福田勇)(第三五三三三号)
は本委員会に參考送付された。

本日の會議に付した案件

農民年金法案(芳賀貢君外十四名提出、衆法第一五五号)
農業者年金基金法案(内閣提出第七八八号)

○軍野委員長 これより會議を開きます。

芳賀貢君外十四名提出、農民年金法案及び内閣提出、農業者年金基金法案の両案を一括して議題といたします。

○角屋堅次郎君

農業者年金基金法案と、私どもの党のほうから対案として出しております農民年金法案に質問の中心を置きまして若干お尋ねをいたしたいと思います。実はきょうは、農業者年金の問題は新法でもございまして、また社会保障制度審議會、さらには国民年金審議會等でも数年にわたつていろいろ審議検討をされてきた問題でありますので、前から社会保障制度審議會の會長、さらには国民年金審議會の會長の御出席も要請をいたしておいたのでありますが、両會長とも御都合によつて出席されないということで、たいへんその点は残念に存じます。同時に、後ほど厚生大臣がお見えになるのでございしますが、審議も相当進行いたしますので、いよいよ大詰め段階でありますので、きょうはぜひ倉石農林大臣にも御出席を願つて御質問を申し上げたい、こういうふうに思つておつたわけですが、大臣が両大臣ともそうとういう形にならないのはたいへん残念でございます。しかし、理事間の話し合いの経過もあるようでござい

ますので、事務的な内容の問題から少しく質問をいたしたいと思います。

最初に、御承知の昭和四十四年版の厚生白書を資料にいたしましてお尋ねをいたしたいと思います。これは今度の国会の本會議質問の中でも、私、社会保障の問題として取り上げたのでありますけれども、わが国の社会保障全体の水準という問題を検討する場合に、特にそれぞれの国の国民所得に対する社会保障の給付費の比率というものが、残念ながら日本は非常に低位にございます。EECグループあるいは北欧・英連邦グループと比較をした資料が厚生白書に出ておりますけれども、これらの実態について最初に厚生省のほうから御説明を願いたいと思います。

○廣瀬政府委員 わが国と外国との年金水準の比較でございますが、若干資料が古いので恐縮でございますけれども、社会保障給付費の国民所得に対する比率で申し上げますと、日本は一九六六年におきまして総額で六・三でございます。それに対して、アメリカが若干千年度が違いますが七・六、それから西ドイツが非常に高うございまして二〇、フランスが一・九・二、スウェーデンが一・五・二、そういうような数字になっております。

○角屋委員 いま若干の国の例をあげられましたが、厚生白書の四〇ページの「社会保障の推進」のところに出ておりますデータからいいますと、日本はEECグループの三分の一、北欧・英連邦諸国の二分の一という水準にわが国の社会保障給付率があるわけでございしますが、こういう国民所得に比較をして非常に低水準に置かれておる根本的な理由について簡潔に説明をお願いします。

○廣瀬政府委員 わが国の社会保障制度と外国の社会保障制度を比べます場合に、一般にいわれておりますことは、わが国の年金制度が外国に比べてましてその歴史が非常に新しいために、まだ給付が本格化していないという点が第一点でございます。それから第二点は、ほとんど外国で実施されております児童手当制度がわが国でまだ実現されておらず、これが大きな理由と考えております。

○角屋委員 いまの理由以外に幾つかの点があけられておりますけれども、やはりわが国の公的年金のスタートが非常におそい、したがって本格的な実施の段階まで至っていないということが一つの大きなウエイトを持った理由だと私も思います。そこで、そういう状態も判断しながら、なおかつ、国際的にもそうでありませうけれども、日本の場合もだんだんに平均寿命が延びてきておる。戦前は人生五十年というふうなことがいわれ、明治二十四年から三十一年の状況におきまして、第一回目の生命表によりまして、日本の平均寿命は、当時男が四十二・八歳、女が四十四・三歳、こういうふうな状態であったのが、四十二年の簡易生命表で見ますと、男が六十八・九歳、女が七十四・二歳、こういうことでほぼ欧米諸国の水準に達しつつある、こういう状況がデータを通じてでも判断されるわけでありませう。同時にまた、最近の都市化の傾向あるいは家族構成としては核家族化の傾向というふうなことが非常に進展を遂げまいまして、いわゆる高齢者世帯というものが相当に増大を遂げておることも資料で明らかであります。厚生省の資料によりまして、男が六十五歳以上、女が六十歳以上のみ、またはこれら高齢者と十八歳未満の者ばかりで構成されておる世帯を見ても、昭和三十年の四十二・五万世帯から、四十二年には九十五・二万世帯とほぼ倍に高齢者世帯が増加をしております。現在ではおそく百万世帯をこえておるという状況であるかと思ひます。したがってこの高年齢層の該当者数で高齢者世帯を見ても、高齢者層の六人に一人はいわゆるお年寄りの夫婦あるいは年寄りだけの家族という状況に進展を遂げておるわけでございます。同時に先ほども申しました平均寿命の増大というふうなことから、これも資料に出ておりますように、六十五歳以上の人口というものが全人口に占める割合というのが、昭和三十年の五・三％から、四十年には六・三％、五十年には七・九％、六十年には九・五％、七十年には一二％に達するであろうということで、結局六十

年に例をとりますと、日本の場合六十五歳以上の人口が千五百万人になるだろう、あるいは七十年に例をとりますと、六十五歳以上の人口が千五百三十八万人になるだろう、こういうふうに見られておるわけでありませう。したがって、そういう平均寿命の延長あるいは高齢者の総人口に対する比率の増大、あるいは核家族化の進展に伴うところのいま言った高齢者世帯の増加、こういうふうなことから見まして、厚生省はその白書の中でも言っておりますように、これから「国が最も重点を置いて考えなければならぬのは、将来において急激に増加する高齢者に対し健康で文化的な生活の基盤とするに足るだけの年金を確保することである。」こういうふうな述べておるのには、その述べておる説明そのものとしては、けだし当然だと思ひます。そういう厚生白書で述べておる説明と関連をしまして、政府が今日出しておられますいゆる農業者年金基金法案、こういうものを見てまいりますと、はたして昭和四十二年の解散総選挙の際に佐藤総理が「農民にも恩給を」と言つた、それにまた期待を寄せる第一線の農民諸君の期待にこたえるような、そういう農業者年金基金法案を出したというふうな考えて、自信を持って出されたのでございませうか、その点お伺ひいたしたいと思ひます。

○池田政府委員 ただいま御指摘になりました高年齢層が非常にふえておるということは御指摘のとおりでございますが、これにつきましては、私どももいろいろ検討いたしました経過がございます。特に国民年金審議会等におきまして、高年齢者の扱いをどうするかということが一つの議論になったわけでございますけれども、農業者年金は、御存じのように六十歳から経営移譲を要件に経営移譲年金を支給するということにしておりますことにはございまして、開始が六十歳から、こういうことにならざるわけでございます。そういうことと、年金の手法としては提出制でございますので、一定期間提出をしないと年金に乗ってこないというところで、その期間は一体どのくらいに考

てらいいかということであるという議論があつたわけでございますが、大多数の御意見としては五年度最短期間として提出をしなければならぬであらう、こういうことで、実は五十五歳未満、こういう線を引いたわけでございます。ただ、私どもは、御指摘のような事態もございまして、特に今後、経営規模の拡大あるいは離農したい方の離農の援助ということを考えますと、これはやはり相当高年齢者の方が多いわけでございますから、それに対する年金加入者とのバランスのとれた措置を考へる必要があるというところで、実は離農給付金制度というものをあわせて併用をする、こういうことになつたわけでございます。決して十分であるとは考えておりませんが、そういう点について、そういうような方法で実は対処をしてまいりたい、こういう考えてございませう。

○角屋委員 結局、先ほど来申し述べておることと関連を考へてみますと、今度出してまいりました農業者年金基金法案の中で、農業者の諸君から見ると、一つの致命的な欠陥の問題は、やはりいま局長からお話しがございましたことと関連するわけですが、昭和四十六年の一月一日時点で五十五歳をこえる農民については、全然この法案と関係が持たない、つまり、この法案の内容の十分、不十分は別として、この法案の恩恵を受けない。ただ、先ほど言われましたように、いわゆる離農給付金、これも後継者に経営を移譲する場合にはこれは支給されない、そういう差をつけまして、離農する場合に、五十五歳以上の者の例の三十五万、十五万のいずれかの離農給付金を与えるという程度であつて、今日、昭和四十六年の一月一日の段階で五十五歳以上という年齢層は、たとえば五十五歳で例をとれば、平均寿命からいいたしまして、大体これから二十年生活をしていかなければならぬという年齢層である。そういう年齢層の諸君が、戦前、戦後の非常に苦難な時期に、わが国の食糧危機を突破をし、そしてまた、国民食糧の確保のために非常に苦勞して努力

してきた、こういうこの農民諸君に対して、総理が総選挙を通じて言われたときに、一番、この「農民にも恩給を」ということで期待をされたのはこの層だと思ひます。これは直ちに関係のある諸君ですから、この諸君に対しては、離農給付金というものは、もう該当者はごく一部だけでありまして、全然この法案の十分、不十分は別として、恩恵に浴しない。これはやはり、「農民にも恩給を」といった発想から期待をされている農民諸君からいふならば、非常に大きな失望であり、一つのこの法案の致命的なやけり欠陥の問題だと思ひます。

私どもが社会党として、この農業者年金制度を考へる場合に、いろいろな議論をしましたが、やはり法案の発足当初に、五十五歳をこえる問題についてどうするかというところで、いろいろ検討した結果、社会党の場合には、御承知のように、いわゆる年金制度として、農民に対する福祉年金を実施しよう、これはもちろん、国が全額負担をしてやうという、こういう方式をとつたわけでありませう。金額としては、農民諸君から見れば、必ずしも十分であるとは言えないかもしれせんけれども、しかし、少なくとも五十五歳以上の農民諸君、これがこれから、五十五歳の若い人々であれば、二十年間は生活をしていく世代である。こういう人々の期待にこたえるために、そういう措置をとつたわけでありませうが、なぜ、そういう措置について、離農給付金という、該当者のごく一部の者にしか関係のない、そういう形に最終的に断を下されたのか。これは検討を實際にやられたのか。検討をやられて、なおかつ、そういうものはやむを得ざる事情で除外をする、こういうことになされたのか。その間の検討の経過について少しくお話を願ひたい。

○池田政府委員 これは御存じのとおりであらうと存じますが、この制度ができましたのは、二年間検討の場があつたわけでございます。まず、一番最初には、農林省が学識経験者の方にお願ひいたしましたして、農民年金の研究を相当

期間開催をいたしまして、そこで大体の構想を固めまして、さらに、年金制度としての検討を国民年金審議会でおやりいただいた、こういう経過がございます。

それで、一番最初の研究会におきまして、一体、総理が言われた農民に対する年金制度というもののあり方としてどういうことが考えられるかというところで、外国の例等もいろいろ勘案をいたしまして検討が行なわれたわけでございますが、内容的には、しいて分けると、三つのものが諸外国の例でございます。これは、いわゆる老齢年金と、それからもう一つは離農年金と、それから経営移譲年金と、こういう三つのタイプに区分ができるわけでございますけれども、この中で、一体、わが国の農業者年金としてはどういう方向が考えられるかということにつきましては、まず、第一に、老齢年金の制度につきましては、日本の場合には、御存じのように、国民年金制度が農業者を包括した老後保障の制度としてすでにあるわけでございまして、これを農業者年金の内容として考えていくのは非常に困難があるのではないかと。むしろ国民年金制度の充実という方向によって対処するほうが、農業者自体としてもいいのではないだろうか、こういう意見が圧倒的であったわけでございまして、それから、あとの離農年金なり経営移譲年金につきましては、またいろいろ御議論があったわけでございますが、そういうような経過でございまして、農業者年金というものを考える場合には、やはり今後の農業構造の改善という観点に重点が相当置かれまして、その上で、老後保障の問題を考えながら、対処をしてみたいということが適当ではないだろうか、こういう経過をたどっておりまして、国民年金審議会におきましても、大体おおむねそういう線の上に乗っかりまして、一般の国民年金制度との関係をどう調整するのか、こういうことになつたわけでございまして、御指摘のような点も、もちろん検討されたわけでございますが、老後保障としては、国民年金制度の充実ということによってやってまいる

という方向がきめられてまいつたわけでございまして、そういう経過があつたわけでございまして。
○角屋委員 政府案のベースに基準を置いてかりに考えてみましても、資料によりますれば、五十五歳以上の農家の人員というのは百九十五万七千人、そのうちで、政府案では国民年金の加入者というのを前提にしておりますから、この加入の者が六十万九千人、そのうちで、一種農家というものが四十五万二千人、そういう人々については、これから二十数年の生活をやっていく場合には、これからの新しい農民年金の恩典に恵まれないという点は、基本的にはやはり問題だらうというふうに思うのです。

元来、先ほど来言っておりますように、日本の平均寿命の増大、あるいは六十五歳以上の人口の増大、高齢者世帯の核家族化に伴うところの増加というのを一連考えてみますと、ことに、都市化の傾向に伴ひまして過疎がどんどん進行する形勢も出てくるだろうというふうに見ました場合には、はたしていまのような法案の中身で放置していつてよいのかどうか。この点については、今日までの審議の過程でも、倉石農林大臣は、検討をせなければならぬ問題であるという趣旨の答弁をされておられるのでありますが、その辺のところは、今後真剣に検討をやつていかれる農林省あるいは厚生省としてはかまえてあるのかどうか、これをひとつ承つておきたいと思ひます。

○渡辺政府委員 御趣旨もつともな点もございします。したがいまして、さきに大臣が答弁をいたしましたように、今後この問題は慎重に前向きで検討をしてみたいと思ひます。

○角屋委員 次は、これは新法でありますから、やはり、つくるときにはいろいろ年齢的な問題の、どこでどういうふうな区切つてどう処理をするかというところは、当然新法の場合には出てくるわけですが、次の問題としては、これは法案の第二十二条第二項、被保険者の資格、あるいは第五十一条の年金の受給資格期間等についての特例、こういう関連の中で、いわゆる三十六歳から五十

五歳までの者、この問題については、二十年の掛け金の期間というものがなくても五年から十九年の間におけるところの年金の受給資格期間等についての特例を認める、こういう考え方を法案としても出してあるわけであります。この場合、三十八歳から五十五歳をこえざる年齢までの当然加入、任意加入、これの試算の数はどういうふうにはじかれておるのか、事務当局からでつこうですから、お示しを願ひたい。

○廣瀬政府委員 ちよつと計算しておりますので、後ほどわかり次第お答えします。

○角屋委員 結局、私どもの案からいいますと、法案が充足してから直ちに五十五歳以上の人々についても農民福祉年金がすべりだしていくということになるわけですが、かりに農業者年金基金法案の政府案の形で考えますと、例の離農給付金という十年以内で処理しようという問題は別として、いわゆる農業者年金としてのこれからの推移を見ますと、ことしの十月からすべりだしまして来年の一月から掛け金を取るという形ですべりだしていつて、昭和四十九年までは、離農給付金以外の問題については金銭支出は起こらない。そこで昭和五十年から、この法律に基づく例の三十六歳から五十五歳の一番年上のところから、経営移譲年金の給付が始まる。六十歳から六十四歳のスタートが、昭和五十年から始まる。そしてこれがずつと五年間累積していきまして、そして昭和五十五年から、いわゆる経営移譲、六十歳から六十四歳までにやつた者についてはその十分の一の経営移譲年金が、六十五歳以上でスタートする。同時に、六十歳から六十四歳までに経営移譲をやらない農民諸君に対して、六十五歳以上の農業者の老齢年金が同じく昭和五十五年からすべりだしていく、こういう状況に当然なるわけでありますけれども、最初の昭和五十年から五十五年に六十五歳以上の経営移譲年金、農業者老齢年金がすべりだすまでの、六十歳一六十四歳の経営移譲年金の五カ年間の推移をどういうふうな推計上設定しておられるか、それを御説明願ひたい。

○廣瀬政府委員 ただいま仰せのように、経営移譲年金は五年後から支給が開始されるわけでございまして、五年目の五十年度におきましては一万二千八百人と推計しております。それから漸次数がふえてまいりまして、十年後には十二万三千四百人と推定しております。それから一方、六十五歳以上に経営移譲の有無にかかわらず農業者老齢年金が出ますが、その数は十年後には四万一千人、それから二十年後には六十一万五千人ということになっております。

なお、ちよつと申し忘れましたが、経営移譲した人で六十五歳以上の年金をもらう方は、十年後には一万六千人、二十年後には二十四万四千人と数字に推定しております。

それから、先ほど御質問のありました経過措置によりまして資格期間の短縮をされておる方は、約百八十八万人程度でございます。

○草野委員長 角屋君に申し上げますが、厚生大臣が出席いたしたから……

○角屋委員 厚生大臣が出席になりましたので、先ほどの質問に若干返りますけれども、少しくお尋ねをしておきたいと思ひます。

説明は簡略にいたしますが、先ほど質疑開始以来若干の質問をした程度であります。日本の平均寿命がどんどん増大をしております。同時に、六十五歳以上の人口も、たとえば昭和六十年の場合には、日本で千五百五十万人の人数になつてくる。そこへ持つてきて、いわゆる年寄りの高齢者世帯といふものがどんどん、核家族化の傾向と関連をして、増大の傾向にある。最近ではおそろしくそれは百万世帯をこえるだろう、こういうふうに見られておるわけであります。今後ともに平均寿命は延びていくでありましようが、そういうふうに見てまいりますと、特に二次、三次産業に比して、いわゆる社会保障面で非常に立ちおくれである農業者の立場から見れば、昭和四十二年の解散、総選挙の際の「農民に年金を」という総理のおことばで最も期待をした農家の諸君というのは、今日この法案で除外をされておるところの五十五歳以

上の農民諸君だろと思うのです。もちろんこの農業者年金基金法の内容が十分である、不十分であるは別として、こういう諸君には離農給付金というよりな、該当者には三十五万と十五万ということ、若干の者は該当者に当たらないと思ひますけれども、いわゆる社会保障制度としての農業者年金というものが、新しく五十五歳以上の諸君には何ら恩典がない。厚生省は四十四年版厚生白書の中でも、今後高齢者の増大と関連をして最も重点を置いて考えなければならぬのは、こういう高齢者に対する「健康で文化的な生活の基盤とするに足るだけの年金を確保することである。」と述べておる。一体これから、特にきょうは農業者の問題が中心であります、基金法案とも関連をして、こういう人々に対する社会保障というものをどう考えていこうとするのか。戦前戦後を通じて非常に苦勞をされた年齢層の諸君であります、これからどうこれを処理されようとするのか、これをひとつ、農林大臣おいでになりませんか、この大臣兼ねたつもりで、厚生大臣からお答え願いたい。

○内田國務大臣 ただいまの角屋先生の御意見でございますが、これはもう私も厚生省が最も大きな関心を持つておる事案でございます。お説のように、これから十年、二十年の間には、わが国の人口構造がかなり急激に高齢化の様相を帯びてまいりますことも、これは客觀的に全く誤りがございませんので、したがって私も厚生省といたしまして、これからの施策の大きな分野として、高齢者対策というものを考えなければならぬと考へております。その際、高齢者対策としてはいろいろの対策があるわけございまして、年金、すなわち所得保障もその重要な一つでございますが、医療保障は何と申しまして年をとりますと病気になる場合も多うございまして、また働き盛りの場合よりも所得も少なくなる、こういうような両方の事態が生じますので、それに対応して医療保障を一体どうするか、こういうようなことも同時に実は考へつづいてございます。さらにま

た、いま仰せがございましたように、年をとりますてもじようぶで働ける方が相当ありますし、これからなおそうだろうと思ひますので、いま申しましたような所得保障、医療保障ということばかりでなしに、十分働ける方々に、われわれの先輩としてなお指導的な社会的活動をしていただけるような機会を十分つくつてまいりたいやうなことも当然これの対象にならなければならぬかと思ひます。またこれもお話がございましたように、核家族化の傾向というやうなものも強まってくるでございまして、したがって、お年寄り、親たちを対象とする住宅対策、あるいは老人ホームというやうなものにつきましても、さらにいままでよりも重点を置いて考へてまいりたいと存じます。

そこで農業者年金のことでございますが、私も厚生省といたしましては、農業者対策としての問題ももちろんあるわけですが、それと農業に従事してまいった高齢者の老後の年金対策としての考へ方を結びつけまして、厚生省といたしましては取り上げておるところでございます。ただ御承知のように、国民全体を対象といたしておりますところの国民年金制度というものとございまして、したがって、これをくずしてしまふわけにもまいりませんので、国民年金制度というものを基礎といたしながら、その上に今回の農業者年金というものを上積みしたと申しますか、積み上げるという形で今回の農業者年金制度というものをつくつております。したがって、この農業者年金制度というものは、農林省の見地からいへば新しい農業対策、後継者対策といひますか、あるいは経営移譲対策というやうなことも含みながら、また厚生省の感覚における農業者の高齢者に対する一つの年金対策というやうなことも加えまして、この案をつくつておる次第でございます。

また年齢の問題の御指摘がございましたが、御承知のように、一般の国民年金の年金給付開始年齢は六十五歳でございます。それから掛け金のな

い福祉年金の年金給付の開始時期は七十歳でございますが、先般来申し述べましたやうな点、農林省の農業政策の見地をも加味いたしまして、今回の農業者年金の支給開始時期を六十歳に引き下げ設定をいたしまして、そして六十五歳まで農業者年金を給付した後にきましては、今度はいまも述べました国民年金の仕組みというものでこれを置きかえてまいり、こういうやうないろいろの組み合わせをいたしてある、かやうなことでございます。

○角屋委員 必ずしも私の質問にざりり答えておるとは思われないのです。要するに五十五歳以上の農民諸君は、これから少なくとも二十数年間は生活をしていかなければならぬ年齢層であります。先ほど国民年金の中でそういう問題もさらに考へてという御答弁もございましたが、御承知のとおり、国民年金の適用人員というのは、四十四年三月末現在で二千二百三十一万人の多きを数えておるわけですね。これは厚生年金保険の二千七十一万というのとほぼ匹敵をする。総数が、公的年金が四千八百五十万台でございますから、国民年金が公的年金の四六・三%、厚生年金で四三%というのを占めておる。こういう国民年金の二千二百三十一万の中ということになる、たとへば七十歳以上の福祉年金を見ても、物価その他から見ると金額の上昇というのとは違々たるものであるという状況なんですね。そう考へてくると、この農業者年金を創設する機会に、五十五歳以上の諸君に対して御苦勞という意味も兼ねて無拠出の福祉年金を創設するということ親心は当然考へられていい問題なんですね。私は、社会党案は金額その他においてもいろいろ検討した結果、必ずしも農民諸君に十分とは言わぬけれども、政治の責任で当然考へるべきことについて答へを出しておるといふふうに信じておるわけですね。そこが今回の政府案の致命的な欠陥の一つであるというふうに私は考へておるわけですね。

次に、私は大臣がおいでになるまで、いわゆる国民年金が充足する場合に、二十年の掛け金に満たないいわゆる五年から十九年の特例問題を考へて、三十六歳から五十五歳をこえざる者に対しての特例措置をやらうということに質問を転じておつたわけでありまして。そこで、この事務当局からいただいた資料でございます、昭和五十年から経営移譲年金の支給が始まる。それでいきますと、逐年一万二千八百人から三万七千六百六十八人、八万六千六百六十八人、十一万二千八百八十八人、こういきまして、昭和五十五年の時点で経営移譲年金の六十歳から六十四歳までの支給を受ける者が十二万三千四百人、こういう推定をしておるわけですが、ここから六十五歳以上の経営移譲年金の十分の一の支給が始まる、経営移譲のやらない農民諸君に対する同じく六十五歳以上の農業者の老齢年金が始まるということ、当初の昭和五十五年には六十五歳以上の経営移譲年金は一万六千三百人、農業者老齢年金のほうは四万一千百人、これが二十年の経過を經ますと、経営移譲年金のほうは六十歳から六十四歳が十四万八千七百六十八人、六十五歳以上の経営移譲年金のほうは二十四万四千九百人、農業者の老齢年金の六十五歳以上のほうは六十一万五千七百六十八人、こういうふうになつてまいりまして、その後の二十五年、三十年の経過のときの数字もあつたけれども、時間の關係上省略いたしまして、三十年の時点で考へてまいりますと、経営移譲年金の六十歳から六十四歳のほうは減少を見込んでおりまして、九万九千六百六十八人、経営移譲年金の六十五歳以上が三十四万六千三百人、農業者の六十五歳以上の老齢年金の支給対象が八十七万六千六百六十八人、こういう数字が出ておるわけでありまして。

そこで少しくお伺いをしたいのであります。例の国庫負担の問題については、いわゆる経営移譲年金についてはその経費の三分の一、そして掛け金として七百五十円に對する三百二十一円を当分の間国庫から支出をする、全体としては国庫の補助率は四二・二%というふうになっておるわけですが、これを前提にして今後五年、十年、二十年、三十年の時点における収入、支出の關係に

ついて、簡単に数字の御説明を願いたい。

○内田國務大臣 いろいろ年齢並びに給付についての角屋さんから御指摘がございましたが、それはそのとりの数字で推移いたしてまいりたいことを前提としております。しかし、この掛け金あるいはそれに伴う国庫負担金等につきましては、これは利回りの問題でありますとかあるいは経営移譲をなさる人あるいは六十歳を過ぎても経営移譲をなさる人、そういう場合を含めまして、厚生省におきまして、そのうちの高等数学のようなブクチュアリーというそういう数字をはじまして金額等ができておりますので、これは告白いたしますと、その数字の中身は私にはわかりませんので、ひとつ専門家をしてお答えをさせたいと存じます。

○淵脇説明員 年金局数理課長でございます。ただいま先生の御質問にありました収入、支出、積み立て金というのを計算いたしておりますから、簡単に御説明申し上げます。

最初の年度でございますが、掛け金は二百六十二億、この中には当初負担分の三〇%の国庫負担が入って、二百六十二億ということになっております。それから、それに対してしまして最初は五年間の据え置きでございますので、給付は出ないわけでございます。それに利子が七億つきまして、最初の年は収入は二百六十九億ということになっております。五年たちまして給付が始めましたところ、同じく三〇%の国庫負担を含めまして二百六十九億という収入になります。これに対しては給付が出来ますので、その給付が出来ますときに国庫負担、要するに経営移譲分に対する国庫負担が加わるようになりますので、これが四億加わることになります。それに対して利子収入は九十二億ということになりまして、これは積み立て金に対して九十二億でございますから、二百六十九億に利子収入は九十二億でございますから、積み立て金に対しては累計利子収入がふえてまいりますので、利子収入は九十二億ということになります。収

入合計が三百八十五億ということになってまいります。そのときに年金の支出がそれに発生いたしますので、三十五億円年金の支出が出るようになります。

さらに十年経過いたしましたところの点を申し上げますと、掛け金は同じく三〇%の国庫負担を含めまして、二百六十九億国庫負担が、経営移譲が促進されますので、四十七億という国庫負担がこれに加味されまして、利子収入は百八十億、合計四百九十六億の計算になります。それが収入となります。そのときの支出は百九十二億円という支出になってまいります。

さらに二十年のところを申し上げますと、同じく掛け金が三〇%の国庫負担を含めまして二百六十五億、それから国庫負担が九十三億、利子収入が三百五億、計六百六十三億が収入になります。そのときの支出は四百八十六億ということになっております。

さらに三十年のところを申し上げますと、掛け金が百八十二億、これはどうしてこうして減っているかと申し上げますと、二百万人の方々の加入者が、農業構造の改善によりまして、少し減少していくことを見積もっておりますために、全体の人数が減つてまいりますので、掛け金も百八十二億となりまして、国庫負担は八十六億、そのときの経営移譲に対する国庫負担は八十六億、利子収入は積み立て金がふえておりますので三百二十四億、合計五百九十二億の収入がございまして、支出はそのときに初めて六百二十億という支出になります。その収入が均等してまいります次第になります。大体年金に対する基礎表の計算からこのような積算をいたしまして見積もっております。

○角屋委員 私の手元に、いまの収入、支出及び積み立て金の資料を手にしておりますが、いまお話しのように、最初のすべりだしの当初では二百六十九億円の年度末の積み立て金保有額からスタートをいたしまして、一千億台にいくのが第三年目、来年から三年目で一千億台にいく。第三年

目では千九百九十七億の積み立てになる。それからずつと二千億台になるのが六年目で、二千二百三十三億、それから三千億台に積み立て金がいくのが九年目、三千二百四億、四千億台にいくのが十五年目、四千八百六十九億、それから二十年目には五千億台、二十五年目には六千億台、三十年目には六千三百九十九億、これは推計数字でありますけれども、要するにこの収入、支出の関係から見て、推計した計算からいいますと、三十年ちよつとたつたところでおおむね六千三百九十九億の積み立て金ができるだろう、こういう巨額になるわけでございます。

ちなみに当面の積み立て金の状況で、他の公的年金の問題にちよつと触れますけれども、それでは、厚生年金のほうで二兆円をこえる。それから国民年金のほうで四千億円をこえるというのが今日の現状であります。これらの積み立て金の運用等の今後の問題については、後ほど質問の順序としてお伺いしたいと思ひます。

そこで政府案の農業者年金基金法案の性格であります。これはしばしば本委員会でも議論されましたように、いわゆる経営移譲年金、経営移譲と、それから離農政策というものの力点が、法案のどこを見ても置かれておりました。先ほど来の問題とも関連をいたしますけれども、農民の老後保障の充実という、農民側が真剣に求めておられる問題の要望からいいますと、本法案ははるかに離れておるといふところに私はやはり問題があると思ひます。いわば政策年金的色彩というものは、もちろんこの法案を通じて看取されるわけでありまして、農民諸君に対する老後の社会保障の充実という点から見ると、きわめて欠陥が多いというのが端的な事実だと思ひます。数字を計算すればわかるわけでありまして、いわゆる六十五歳からの国民年金の支給に対して、五年繰り上げて六十歳から支給をするという場合の、六十歳から支給をするというのは、経営移譲をやつた農民に対して六十歳から支給をする、いろいろ

な事情によつて経営移譲が残念ながら六十五までの間にできなかったという者に対しては、これは六十五歳の国民年金と現状は同じである、こういうことでございまして、いわゆる経営移譲の有無によるこの差別というものが非常に特色としてある。これはこの法案の特色といえれば特色かも知れぬけれども、社会保障問題からいいますと、これは基本的な問題ではないかと思ひますので、私は若干計算をいたしましたから、少しく計算に基づいて言いますと、かりに経営移譲したということになりますと、五年の掛け金で六十歳から六十五歳未満の間の経営移譲の金として四十八万円政府から受けることができる。二十年の場合には九十六万円受けることができる。二十五年の場合には百二十万円受けることができる。三十年の場合には百四十万円支給を受けることができる。これはもちろん利子は全然考慮しておりませんが、その額をばりて言つて四十八万円、九十六万円、百二十万円、百四十万円、こういう支給を六十から六十五歳未満の間の経営移譲の五カ年間で受けることができる。しかも六十五歳以降になつてもいわずに月額の十分の一のものが加算をされていく。他の経営移譲しなかつた諸君は、その加算分だけさらにいわば不利な条件に置かれる。かりに六十五歳から七十五歳まで十年間双方とも生きたとして、双方の支給の差を考慮してまいりますと、五年の場合には五十七万六千円の差がでる、二十年の場合には百五十二万二千円の差がでる、二十五年の場合には百四十四万円の差がでる、三十年の場合には百七十二万八千円の差がでる、こういう形になるわけでありまして、これは計算上すれば、すぐ出るわけでありまして、つまり農業者年金というタイトルは冠しておりますけれども、明らかに経営移譲をやるかどうかということによる——当然加入して入った農民諸君を対象にした場合で考えても、その支給の差というのは、きわめて顕著に出てくる。いわば、これは、政策年金の性格をはつきりあらわしているのは、いまの数字からも明確であります。はたしてこういうことで、いわ

ゆる農業者年金というふうなタイトルにふさわしい年金制度というふうにお考えでございまいしょうか。これは、むしろもつと別のタイトルをやはり冠したほうが、この内容から見ればふさわしいのではないかと、率直に言つて、私はそう思うわけでありませう。その点どういふふうにお考えですか。

○内田閣務大臣 先ほど私から申し述べましたように、今度の農業者年金というものは、現在ありますところの国民年金の上に積み上げたものであるということが、まず第一であります。

そこで、これは私から言うべきことじやないのかもしれませんが、ほんとうのことを申し上げますと、今度の農業者年金をつくるというこのため、実は昨年国民年金の給付金額というものを二万円年金に引き上げました。だから、農業者年金をつくるというところで、その国民年金のほうを、それとのかね合いにおいて、去年のうちに実は引き上げをしたということは、これは農業者年金をつくるベースになったということでありまして、受けるほうの農民層ばかりではありませんで、一般の国民も恩恵に浴するわけでありまして、そういう意味で、受けるほうからいって、一つの功績をなしてつた、こういうことが実はございませう。しかし、それは今度の農業者年金のワケ外でございませうから、それはそれで別のこととして御判断いただければけっこうでございます。

さて今回の農業者年金には、先ほど角屋委員からおつしやいましたように、国庫の補助がついておるわけでありませう。支給時に三分の一の国庫補助がつきます。また掛け金時におきまして、ほぼ三割ぐらいの国庫負担というものを、当分の間とするということでありまして、これらが、どこにいくかは別といたしまして、農業者年金と称するもののワケ内でそれだけの国の負担をいたします。これは別に農業者以外の被用者にいくわけでもありませんし、中小企業者にいくわけでもありませんで、農業者年金を受け取れる方々のために、これだけ国が負担をいたすということを、まず第二に頭に置いていただきたいと思います。

第三番目に、その分け方で、これが角屋先生がいましきりに御指摘をなすつたものであります。それは経営移譲したもの、それだけのフューバーはなるほど受けるが、経営移譲しなかつたものについては、そんなにフューバーを受けないじやないか、経営移譲したものを経営移譲しないものとの格差があり過ぎるじやないか、こういう御指摘でございますが、これは、おつしやるとおりになっておるわけでございます。しかし、経営移譲したのとはだれかと申すと、それは、これまで国の政策に従つて管々として農業をなさつておられた方で、六十歳を過ぎて六十五歳までの間に経営移譲せられた農家の方々の先駆者、先輩の方々でありませう。それらの方々の受けるフューバーというのは、私は否定せらるべきではないと思ひます。しかし、いろいろのお考えもあつて、経営移譲せられなかつた方々に対しまして、農業者年金はもちろん支給されるわけでありませうが、そのフューバーはあまりない、こういうことは御指摘のとおりでございますが、御指摘もありましたように、また私も述べましたように、今度の農業者年金というものが、農家の方々にあるいは農家でありし方々、そういう層の老齢者に対する所得保障であると同時に、農業の近代化とかあるいは経営移譲というふうな政策目標も農林省サイドで加味されたものである、いま申し述べましたような、また御指摘がございましたような第三点のことが出てくるわけでありまして、今回の農業者年金というものは、そういう意味におきましては、御指摘のとおり、一つの政策年金の要素を加味しているというところは、私どもも認めざるを得ないというところ、認めているところでございませう。

○角屋委員 結局、経営移譲ということばを法案でも使つておるわけですが、通常従来、私どもが経営移譲という場合は、後継者に対して経営を移譲して経営の若返りをはかる、これが主題のように考へておつて、いわゆる第三者に経営移譲をする場合のことは、これは離農というふうに通常は

解釈しておつたわけですね。今度の政府案の法案の出し方というのは、ある意味では、従来タブーにされておつた離農問題というのを、あまりどんずばりむき出しにせず、後継者に対する経営移譲、それから第三者に対する経営移譲を通じての離農というのを経営移譲という非常にやわらかい表現であらわして、そして離農ということばの出るの、いわゆる本法の適用を受けない該当者に対するの、離農給付金という形であらわすというのがある意味では非常に知意を働かせたやり方かもしれないけれども、しかし第三者に対する経営移譲、これは明らかに離農を意味してゐるものであつて、しかも、その政策年金の性格というところと離農を考へるということになれば——大臣も御承知のように、大体一九六二年のフランスの離農年金を口火にして、たとえばベルギー、あるいはイギリス、西ドイツ、オランダ、こういう各国において、そのものずばりの離農年金の制度があるわけですね。ただ、これらを通じて、オランダの期限のない法案を別にすれば、フランスの場合には十二年間の期限立法である。あるいはベルギーの場合は五年間の期限立法である。イギリスは七年、西ドイツは五年の期限立法である。しかし、この期限立法に基づく離農年金は、政府が全額拠出をして、そして離農年金を実施する。いわゆる政策的な問題については、フランス以下いまだけられたような各国においても、はつきり割り切つて全額国がめんどうを見る。農民諸君には拠出をさせないという形で実施しているわけですね。これが政府案の場合には、離農給付金については国がめんどうを見ましよう、しかし期限そのものの中には入つてくる問題については、補助率については、ある程度考慮するけれども、いわゆる離農的な性格のものについて全額国がめんどうを見ようという姿勢を示しているわけではない。いわゆる経営移譲年金の支出に対しては、三分の一めんどうを見よう、こういう形で明文化しているわけですね。その点は、いままでもしばしば議論せられたことですけれども、政策年金の部分につ

いては、各先進諸国でもとっているように、はつきり国が責任を持つてやる、そういう形になせざり切れないのか。この点、大臣からお答えを願ひたい。

○内田閣務大臣 これは一般論になつて恐縮でございますが、社会保障の一番大きな柱が所得保障と医療保障でございます。この年金の分野におきまして、医療保障、つまり健康保険などの分野におきましては、わが国の社会保障のたゞまといひましては、これを公費給付、国費給付という形をとらざるで、病気になるまで、医療給付を受けずとすに、その基礎になりますのは、やはり被保険者、加入者の掛け金、それに国庫から負担を一部入れまして医療保障をするというふうな制度をとつてゐるのと同じように、年金におきまして、国民年金でも厚生年金でも、あるいは国家公務員等の共済年金などにおきまして、雇用政策等の問題を含みながらも、やはり本人の掛け金というものを中心にして、国がそれに負担を乗せる、こういう形をとつてゐることは御承知のとおりでございます。

今後の農業者年金制度におきまして、これは全部公費負担で経営移譲あるいは離農をさせるといふことも、これは考へ方としてはあり得るでございませうが、わが国の社会保障政策の形の中におきましては、今回のように御本人にも負担をいたさず、それに対して国が国庫負担を乗せる、こういうことにはいたしませんでした。また三年とか五年とか、外国の例に見まするうちに、ある限られた期間における離農給付金というふうな制度をとらないで、離農された方が生存される限り、一生死ぬまでといひますことは、途中でこれは国民年金に置きかわりますけれども、そういう年金制度として考へましたために、資格がない方の離農給付金というものとそれから国民年金との連係を基礎とした農業者年金、こういう二つに分けたこととございませう。これは私など厚生大臣以前の政治家として考へますと、各方面で農家にも恩給をというふうなことはいいわれておりまし

た。私どもの一族などにやはり農家もおりますけれども、恩給すなわち年金という形で今度の制度が出されたことをむしろ歓迎しているという面もございますので、恩給取り消し、すべて三年間、五年間の一時金だということが必ずしもいいとも——これは農林大臣のほうのお答えになる範囲かもしれないが、そういう点も考えて私は今度の制度には賛成をいたしておるものでございます。

○角屋委員 大臣は少し取り違えているんじゃないでしょうか。法律の適用の期間は一応存続期間として限定をしておるけれども、実際の支給は、いまの多くの国は全部年金なんです。その点はお間違いないようにしてもらわなければいかぬと思うし、またそういう離農政策の進展と見合つて、日本の国会でもやっておるうちに、必要があれば法律の存続期間の延長ということも当然やられるだろうと思うのです。ただ違ふのは、要するに法案の存続期間を一応限定したものがオランダ以外の多くのヨーロッパの国々の例であるということとは事実ですね。

この機会に厚生省でも農林省でもけっこうですが、フランスと西ドイツの農民老齢年金の実態について簡潔に、特にその場合に国の補助率がどの程度になっておるかという点を中心に御説明願いたい。

○池田政府委員 これはどうも角屋先生のほうがよく御存じだと思いますので、私どもの説明ははなはだ不十分かと思いますが、私どもが承知しておりますことを若干申し上げますと、フランスの場合には、御存じのように農民の老齢年金という制度が拠出制でございます。そのほかにいわゆる離農年金、経営移譲を含んでおりますけれども離農年金というものがございまして、たとえば支給開始時期の繰り上げあるいは農民老齢年金に対する上積みと、やや日本の今回の農業者年金と似ているわけでございますが、そういう形になっているわけでございます。

〔委員長退席、三ツ林委員長代理着席〕

その場合の老齢年金の詳細な内容を私十分存じているわけではございませんが、特に補助率の点に重点を置いてというお話がございましたが、この老齢年金につきましては、これは有期年金ではないしに恒久的な年金制度ということのようでございます。財源といたしましては、農業者の負担部分と税金によつてまかなつてゐる部分とそれから国の負担と三種類からなつてゐるようでございまして、国の負担だけをとりますと、大体比較的新しいもので見ますと七八割くらいの負担の状況のようでございます。

それから給付の内容といたしましては……

○角屋委員 給付の内容はけっこうです。

○池田政府委員 大体そういうことでございまして、それから西ドイツの場合におきましては、どうも農民の老齢年金という制度はないようでございまして、経営移譲年金と離農年金制度ということとでございまして、経営移譲年金の場合におきましては、比較的最近年次のものを見ますと、国庫の負担は大体七五割くらいのようでございまして、

○角屋委員 フランスの場合七八割、これはいわゆるフランスの場合農民プロパーの独立の制度として持つておるわけですね。これは政策的なものではなくて、農民に対する社会保障として国が大きなめんどろを見ておる。しかも農林省等各方面からヨーロッパには年金制度の調査その他で行かれ、私も一昨年行つたわけですが、それらのレポートを見ましても、いわゆる農民の独立の社会保障を設けたフランスの理由として、歴史的な理由あるいは政治的理由と財政的理由というのを幾つかあげておられますが、その中で財政的理由としては、農民の負担能力その他から見て国がやはり思い切つた助成をしなければならぬ、他の年金との全体的な中で取り扱わずに、独立して、そういう意味からして取り扱う必要があるということ以外に、これは独立しておるわけですね。そしてこれ以外に、先ほどお触れになりましたフランスの離農年金が無拠出で存在をする。西ドイツの場合

は、いまもお話の中でありましたように、これは経営移譲ということが前提になつて老齢年金が支給される。この場合も最近の若干のデータはありますけれども、要するに国庫が七〇％をこえるめんどろを見る。そのほかに西ドイツの場合は、昨年時限立法として農地譲渡年金というものを無拠出で開始をするという形になつておるわけですね。日本はGNPではフランスとかイギリスとかドイツを越えていま自由主義国で世界第二番目といつておりますけれども、ドイツなりフランスなりというものはGNPでは大体肩を並べるところである。そういう肩を並べるところでは、時限的な問題の有無は別として、いわゆる農民の政策年金は無拠出でやるという考え方に基盤を置いておる。またドイツ、フランスの場合においては、いわゆる社会保障としての恒久的な農民年金において相当多額の支出を国がするという考え方に立つておるわけですね。今度の政府の農業者年金というものは、いわば社会保障の若干の上積みとそれから政策年金の性格を中心にして、チャンボンにした形になつておるわけですね。しかもこの社会保障の上積みの方は、本委員会でもしばしば議論されたように、二十年掛け金を七百五十円ずつ毎月掛けて、そして五年据え置いて、さて六十五から老齢年金をもらう場合に、本来なら四千二百六十円もらつていはずのところ三千六百円しかもらえない、こういうことの議論が相当に繰り返されてきたわけですね。私もその議論はまさに議論としてそのとおりだと思ふ。今日五分五厘というのには常識であつて、そういう点から見れば四千円に書きかえるということとは当然のことだ。先ほど述べたおるように、経営移譲した場合の六十から六十四歳までのそれぞれの移譲者に支給される金額、あるいはその後において、六十五以降で月額十分の一がさらに上積みされるという、そういうものの差を考へてみると、これは五分五厘の利で計算をして、それに見合ひ分くらひは最小限当然やらなければならぬ。そうではなくて、先ほど来の議論の前提に立てば、むしろもつと金額

をふやすということが考へ方として必要だと思ふし、社会党は六十歳から一万五千円を農民年金として支給し、国民年金を改正して、六十歳一万五千円という改正と有無相通じて三万円年金をやるという考へ方に立つておるわけですが、要するに支給の年限についても、経営移譲が六十歳から始まつて、経営移譲しない者は六十五歳から始まる、そのこと自身についても経営移譲の有無にかかわらず、六十歳からこの法案に基づくところの年金はスタートするということに今後やはり真剣に考へなければならぬ問題だろうし、当面、六十五歳から支給される四千円問題については、これはもう当然改むべき問題である。先ほど来のいろいろな経営移譲と経営移譲をしない場合の差から見ても、これは最小限の問題なんです。年限の繰り上げその他の問題について、今後大臣としてはどういふかまえていきなさるか、お伺いをしたいと思います。

○内田國務大臣 お尋ねの点でございまして、経営移譲をしない農家の方については、六十五歳を過ぎたときに三千六百円なり、あるいは四千五百円なり、年限に応じて出る、こういうことでございまして、これは六十歳から六十五歳までの間に経営移譲をなさつた場合には、六十三歳で経営移譲をされれば六十三歳、あるいは六十二歳でも六十四歳でも、それまでむしろ猶予期間をつけておく、こういう意味に御解釈をいただきたいと思います。

さて、これも私先ほど御答弁申し上げたことでありますが、国の三分の一の給付金負担なり、あるいは当初における掛け金の三割負担なりというものを多くと多くすべきかどうかという議論は、これはまたもちろん別の見地からあることとは思いますが、わが国の財政とか、あるいはGNPと云ふようなもの、あるいはまた一人当たりの国民所得というやうなものがドイツやフランスまで及んでいないことも御承知のとおりでありますし、また、そこでお待ちの方の厚生白書にも述べ

て、そうばかりも言えませんが、こう言つて倉石さんが答弁をするなら、少しくニュアンスとしてわからないわけではないのだけれども、国民の社会保障の大元締めの大元大臣が、いわば高度政策を中核とした、その意味では、社会保障から見れば、さういふ問題の多いこの法案の内容について弁論

に該当をするわけでございます。当然その場合には農地法のワク内ということに相なるわけでございます。

○角屋委員 次に同じく今回の農地法、農協法の改正の中で、特に農協法に中心を置いて農協法の第十條第二項のところ、例の農業協同組合にと

府案からいえますと、第四十二条の第二項第三号のイのところ、一番末端のほうに、これは相手方の問題ですが、カッコ内は抜かしますと、「農業者年金の被保険者である者」それから「基金、農地法第三条第二項ただし書に規定する政令で定める法人」これは政令の予定からいえます

人の土地をその権成員で割りました。一人当たりの面積、それが一般の場合の面積と同じようなものである場合におきましては、これは一般の方と同じような扱いをする。したがって、その持分譲渡をいたしました場合には、これを経管費と考える、そういうような扱いをいたそう、と

ういうことになってゐるわけでございます。

○角屋委員 この第二十二条の、被保険者の資格、第一号との関連の問題でなければ、いわゆる被保険者の資格として、第二十二条第一項のところで、「その事業に供する農地等の面積の合計が政令で定める面積以上であるものは、農業者年金の被保険者とする。」というところで、当然加入なんですけれども、スタートのときは、この政令で定める、内地の場合五十アールと予定してあるわけですが、これがずつと掛け金を掛けておる中には変更が起るわけですね。もちろん農業者年金の該当者というのは、別に自作農でなければならぬことはない。自作でもよろしい、あるいは小作農でもよろしい、これは第四十二条のところで、「処分対象農地等のすべてが小作地等」という条項もあるわけですから、これは小作地でもよろしい、こういうことになるわけですが、そういうことで、所有に制限が起つてくる。たとえば五十アールある場合でも、これは本人から届け出を基金にして、そしてやめますと言わなければ、五十アールを割つても、これはそのまま資格が続いていく、こういう理解が立法上ではされると思うわけですが、そしていよいよの経営移譲の場合の基準日というときになりますと、これは三十アール以上ということになりますと、別段二段に分けておらずに、五十アールと三十アールとに分けて、三十アール以上ということになっておるわけですね。したがって、当然加入と任意加入ということで、玄関を入るときにはきちつとするのだけれども、玄関を入つてから十年、十五年、二十年の経過の中では変更が起る。場合によっては途中これは断続があつて、これは通算もいたしなうという条項もある。そこで、そういう具体的な変更の取り扱いの基準というのは、どういう方針でいかれるのか、これをひとつ、お考えを聞いておきたい。

○池田政府委員 これは基本的な考え方若干関係があるわけですが、私どもは、この年金の一つの役割りといつたしまして、経営規模の拡大あるいは農地保有の合理化というのをうたつておるわけでございますので、経営移譲が行なわれることによりまして、後継者移譲の場合にはやちよつと違つたわけでございますが、経営移譲が行なわれることによりまして、やはりそういう方向にプラスになるというのを考えておりますので、経営移譲をやつても何らそれには関係ないというのではおかしいわけでございます。そういうようなこともございますので、入るときにおきましては一応都府県の場合五十アール、任意加入の場合は最低三十アール、こういう線を引いておるわけでございますが、一定期間がたちまして、たとえば五十アール以上持つておりました方が、途中、便宜経営の合理化をやつたというやうなことで一部処分をする場合も、これは否定はできないわけでございます。そういうことで、処分をいたしまして、最後の経営移譲が行なわれる前の、これはどこかの時点に限らないと確定できないものでございますから、大体一年前、こういうことに予定してゐるわけでございますが、その時点におきまして、少なくとも三十アール以上持つておりました、その土地を処分するということであれば、これは一応経営移譲として考えてよろしいのではないかと、そういう実は仕組みをとつてゐるわけでございます。

先ほどお話しがございました集団栽培の、生産法人の場合も、ほぼそれに似たような考え方で整理をいたしておるわけでございます。

○角屋委員 予定の時間、開始がちよつとおくれましたので、恐縮でございますが、もう二、三点簡潔にお伺いをいたしたい。

法制局からいふになつたようでありまして、時間の関係もございまして、簡潔にお尋ねをいたしたいと思ひます。

令で定める面積以上である農地等につき所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行なう者の直系卑属で政令で定める要件に該当するもののうち、当該耕作又は養畜の事業を行なう者がその事業の後継者として指定する一人の者（同項に規定する者に該当する者を除く。）というもので、いわゆる「一人の者」というのは、これが当然加入じゃなしに任意加入でございまして、これは経営者自身も加入してゐるし、その後継予定者といひますか、これも加入できるというやうな「一人の者」というのが出てくる。

それから、後ほどのほうでは、先ほどから数回引用してあります経営移譲の第四十二条の第一項第二号の口のところで、「経営移譲者の直系卑属（譲受資格被保険者を除く。）のうち政令で定める要件に該当する一人の者」、そしてカッコの中はすでに被保険者として入つておる者ですが、その場合には、「その者」、こういうことで、いわゆる民法上の均分相続の關係で、いわば議論の問題になります。農地のいわゆる相続という問題について、先ほどの指摘した条文中では、一人の者が任意加入もできるし、また経営移譲の場合には、そういう者がある場合には、その者に経営移譲をする。あるいはそうでない場合には、前段の第四十二条の第一項第二号の口のこの該当に基づいて、一人の者に経営移譲する、こういうことになつてゐるわけですが、この農家の相続の問題は、これは三十七年の実態調査、あるいは四十年から四十三年にかけての実態調査でサンプリングの調査をやつた結果を見ますと、これはもう時間の關係上お聞きはしませんけれども、いわゆる相当高い比率で単独相続というものが事実上行なわれておるという形になっております。しかし農地を含めた分割のパーセンテージも決してないわけじゃありません。強制加入というやうな条件に立つ農業者年金基金の中で、一人の者を指定してそれが入る、あるいは後継者に移譲する場合も一人の者に移譲する、こういうことと民法の均分相続との關係においてはどういふうに理

解をしたらいいのかという問題でございます。つまり共同相続人の間でいふやうな遺産の財産価値としての均等な分配という公平上の要請と、農業経営の一体性の維持、そのための特定の一人による農業経営資産の現物としての一括承継という農業政策上の要請との問題、これが現実にはこの法案で出てきておる。憲法あるいは民法の均分相続との關係で、これをどういふうに立法上理解をしたらいいのか、この点法制局からお答え願ひたい。

○田中政府委員 ただいまのお尋ねでございますが、いま仰せられますやうに、一人の後継者に経営を移譲いたしました場合に、この年金の受給資格が発生する、こういうことに相なつております。これも先ほど先生が仰せられましたやうに、農政上農業経営の細分化を防止するという公共の福祉からそういうふうにいたしましたことは明らかでございます。

ところで、そのことと民法の均分相続とはどういふ關係になるかということでございますが、民法の均分相続は、あくまでその人が死亡いたしました場合に、その相続について、その相続財産をどう処分をするかということについての規定でございます。生前にその経営移譲をする。たとえばもし有償ですとすれば、これはもちろん問題はないと思いますが、経営移譲を、無償贈与と申しますか、自分の子供の一人に贈与をするというやうな場合におきまして、それと民法の均分相続との間には確かに若干の乖離があるというところは先生御指摘のとおりだと思ひます。しかしながら、民法の原則といつたしまして、その生前贈与については遺留分の権利というものがございまして、これは何も農地の相続なり移譲という場合に限りませんで、およそあらゆる財産につきまして、生前にその被相続人がいかなる贈与をしてもかまわないうわけでございますけれども、ただ相続人の権利を侵害しないという前提が必要であつて、そのために遺留分の権利というものがございまして、これを侵害しない範囲におきまして、すべて生前贈与

は可能であるということになっておりまして、均分相続もまた生前贈与も、いずれもこれは民法上認められておるものでございますから、その民法上認められております一つの生前贈与という方式で一人の子供に贈与した場合に、その贈与をいたしました行為をもって、この農業者年金の支給事由とするということは、これは別にそれほど民法の原則を乱るというふうなものではない、かように考えておるわけでございます。

○角屋委員 基金の運用の問題について一点だけお伺いをしておきたいと思ひます。

基金の問題については、理事長以下の任命の問題等に連関をして、基金の民主的運営の問題もずいぶん議論されてまいりましたから、これは私から重ねてお尋ねをいたしません。

先ほど農業者年金の積み立て金の将来推計というところで若干応答をいたしました、その中でも触れましたように、たとえ十年を経過いたしますと、一応の推計としては三千五百七億円の積み立て金になる。二十年の経過で五千七百五十八億円の積み立ての推計になる。三十年では六千三百九十九億円の積み立ての推計になる。もちろんこれは今後五年ごとに掛け金の問題やいろいろなことを再検討することになっておりますから、そういう計算との関連で違つてまいりましょうし、また対象者あるいは受給者いろいろの若干のフレはありますけれども、要するに相当量の積み立て金というものが今後十年経過以降においてはできてくる。そういう問題と関連をして、これは本来厚生年金あるいは国民年金、これは厚生年金の場合には四十三年度で二兆八千七百九十二億円の積み立てがある、国民年金は四千三百四十四億円の積み立てがある。両方合せて三兆三千一百六十六億円の四十三年度の積み立てとなつておるわけですが、これが資金運用部資金と財政投融資計画に相当量回るといふ形で、その中から還元融資が例の二五％条項で運用されるというのが通例のようでありまして、この農業者年金基金の場合には今日までの検討の過程において、たとえばこれは特別会

計じやありませんから直ちに自動的にというわけにはいきませんけれども、いわゆる財投との関係あるいは資金運用部資金との関係という問題についてはある程度の話し合いなり検討はなされてきたのか。私は、むしろこういう点については、そういう資金運用部資金の関係なりあるいは財政計画という形にこれを引き出していくのではありません、むしろ農業者を対象にした自主運営ということとを根本に置いてやるべきものだろうと思ひます。法文上から見ますと、第十九条の第二項の福祉の増進に連関する事項あるいは第八十三条の資金の貸し付けに連関する事項あるいは第八十九条の余剰金の運用に連関する事項等が立法上あげられておるわけですが、これからの基金の運用問題についての具体的なプランあるいは基本方針というものはどういふふうに考えていかれるのか、その点お伺ひしておきたいと思ひます。

○廣瀬政府委員 積み立て金の運用につきましては基本原則が法律にございまして、これは要するに将来の給付財源でございまして、その運用は安全でありかつ効率的、有利でなければならぬというところが積み立て金の運用の基本原則でございまして、私も関係係と十分相談いたしまして、この基本原則のつとを運用をするつもりでございますが、具体的にはこの積み立て金をどういふ部門にどういふふう運用するかという具体的な事項につきましては、今後関係省庁と十分相談をしてやっていきたいと思ひておまして、まだ具体的には内容が詰まつておりません。それから一般的に申しますと、農業者自身が拠出されるお金は、これは極力自主的な運用にゆだねるというのが本筋だろうと思ひます。ただ国の補助金を出しておりますので、国が出しております補助金につきましましては、あるいは大蔵省の立場からこれは財政協力にしてほしいというふうなことの意見も想像されるわけですが、その辺はこれから関係省庁と十分打ち合わせをして、最も効果的かつ安全な運用をしたいと考えております。

問を終わりたいと思ひます。
率直に言つて、きょうは両大臣、さらに社会保険制度審議会の会長なり国民年金審議会の会長にも出席を願つて従来の検討の経過あるいは本案の問題点、あるいは将来の改善方向というものについて、それぞれの責任者から見解を聞きたいというふうにしておつたわけでありまして、これは関係委員会の審議の関係もありますので、やむを得ませんから、これは了承いたします。
今後の問題としては、私は若干の問題点を指摘する程度で十分な意を尽くしませんでしたけれども、さらに、単に農業者ばかりでなしに、一次産業の問題としては、社会党が今後の検討事項として指摘しておりますように、林業者漁業者等の問題も含めて、農林漁業者の社会保障の前進ということに、本来的な問題に積極的に取り組まれるように希望いたしまして、私の質問を終わります。
(拍手)

具体的に申し上げますと、昭和三十六年の国会において農業基本法が制定されたわけであります。この農業基本法の前文には日本農業に対する基本的な位置づけというものが明らかにされておるわけでありまして、これは非常に大切な点ですから、前文の主要な点を申し上げますと「わが国の農業は、長い歴史の試練を受けたが、国民食糧その他の農産物の供給、資源の有効利用、国土の保全、国内市場の拡大等国民経済の発展と国民生活の安定に寄与してきた。また、農業従事者は、このような農業の担い手として、幾多の困苦に堪えつつ、その務めを果たし、国家社会及び地域社会の重要な形成者として国民の勤勉な能力と創造的精神の源泉たる使命を全うしてきた。」つまり、国民経済の基盤的な役割りを果たすと同時に、日本民族の源泉的な役割りを使命として果たしてきたということがいわれておるわけであります。当時は池田総理大臣の時代でありましたが、時の池田総理は、農業は日本民族の苗しろだという表現を使われたわけであります。これは適切な表現であり、また佐藤総理としても、そのような考えを持っておられると思ひておりますが、私の指摘したい点は、最近の政府の総合農政なるものを見ておきますと、民族の苗しろである貴重な国民経済における農業の社会的地位づけというものがあつたというところは、これは遺憾であります。はたしてこれが総理の本意によつてこのような総合農政というものは進められておるのかどうか。その点について、この際所信を明らかにしてもうらいたいと思ひておるわけであります。

○佐藤内閣総理大臣 お答えをいたしますが、私になつてから農業に対する認識が基本的に変わつたやうなことはございません。在来からも同じ考え方での問題と取り組んでおります。ただ、問題の指摘できる点は、いままで米が不足していた、そういう時代から、いまは米が過剰だ。いわゆる国民の主食のほうは過剰になつておる。そういうところに、非常な農業の果たしてきた、また

農村の農業従事者の苦勞が突つた、こういうことではあります、とにかく余つたところ、これは一体どうしたらいいか。たいへんな変わり方だと思ひます。おそらく日本の長い歴史から、米がたぐひのうちに過剰な状態、しかもそれが一時的な問題ではなしに、今後とも引き続いて主食である米が残つていくという過剰な状態が続く、これはたいへんなことだ、かように私は思ひます。したがつて、そういうものに対処するというその政府の態度をはつきりさせておるのであります、ただいまお読みになりました農業基本法の趣旨から見ましても、この状態がそのまま推移してはいかぬ、それこそこういう情勢の大変化に対して対応するものがあつてしかるべきだ、かように私は考へておるのでございまして、ただいま御審議をいただいておりますのもその点に集中されている、かように思つております。

○芳賀委員 いま総理の言われた、米の過剰傾向に対応するための米の生産制限の政策等については、これが万全な方法であるというふうにわれわれは考へるものではございませんが、しかし、国外輸出等の道が全く閉ざされたような状態の中において国内の需給関係がやや持続的に過剰傾向にあるというふうな場合は、これをいかなる政策手段で調整するかという問題は、いずれの政府においても真剣に取り組むべき具体的な問題であると思ひわけでありまして、しかし、それに名をかりて、たとえば生産者米価にいたしましても、昨年は前年度同様据え置き、本年も、総理の所信表明演説においては、今年も続けて生産者米価については据え置きを行なう。これがやはり路線として実行されるのでないかと全国の生産者は不安を持つておるわけでありまして、あるいはまた、米の生産を圧縮した場合に転換すべき農業の拡大部面ということになれば、当然酪農等が中心になるわけでありまして、これに対しても価格対策上、加工原料乳の乳価というものは事実上前年同様据え置きというふうにして決定されておるわけでありま

す。これは所得政策あるいは価格政策を通じて、一方において急激な消費者物価の上昇あるいはそれとの相関性のもとにおける労働賃金の上昇等を比較した場合において、農業の部面だけで価格政策はこれを据え置きにする、あるいは農民の所得拡大政策についてもこれを抑制するというふうなことにすれば、将来にわたつての農業発展の長期的展望が大きく狂つてくるということとは、これは言うまでもないわけでありまして。この点に私は、総理大臣の行政最高責任者としての十分なる配慮が欠けておるのではないかと、あるいはまた、所管大臣に対する十分な政策の指示というものの手抜きがあるんじゃないかというふうな率直に申し上げたわけでありまして。

今国会におきましても、御承知のとおり、農地法の改正、農業協同組合法の改正、さらに現在審議しておりますところの農業者年金法案、これらは今国会を通じまして、政府としても重要な政策法案であるというふうな位置づけをされておるわけでありまして。この一連の法律の改正あるいは新たな制度の制定を目ざしての内容を当委員会において審議したわけでありまして、農地法の改正にしても、結局は農業の生産を一定の限度に縮限してある。そして、農地の流動化を進めるといふ美名に隠れて離農政策を強力に進めるといふところに一番大きな農地法改正上のねらいがあるわけでありまして。農協法にしても、これを補完する役割りを農業協同組合に与えるといふことの改正が重点であります。今回の離農政策を中心とした政府の農業者年金法案の内容を見ましても、結局は、重点は長年農業に精進してきた農業経営者を中心とする離農促進といふものが大きな政治目的になつておることは、これは否定することはできないわけでありまして。そういたしますと、一連の離農政策、農業労働力を流出させるというふうなこういう政策目的だけを中心にした法律の改正、制定を行なつた場合、それが法律上の効果をかりにあげた場合において、むしろ日本農業の将来の発展に対して大きな障害をするという、そういう危険性

というものを見のがすわけにはいかないわけでありまして。したがつて、こういう点につきましては、日本民族の苗子として貴重な評価をしてある農業の発展、さらにまたこの農業に従事する、劣悪な条件のもとで長年の間々孫々にわたつて農業に精進する農業者、農民に対して長期的な政策といふものをどうするかという点については、この際明確にしたいわけでありまして。

○佐藤内閣総理大臣 別に芳賀君といふことで議論しようとは思ひませんが、ただいま御指摘になりましたように、米の値段は据え置かれておる、これが米を上げたときどうなるだろうか、また酪農製品も据え置かれておる、これは一体どうなるのだ、こういうお尋ねでございしますが、ただいまの価格決定が生産と非常に密接に結びついておる、こういうことを私も否定するものではございません。

しかしながら、とにかく過剰な食糧、そういうものが総合的にみても他の食糧の方向に力を注ぐわけにはいかぬ、そういう点をわれわれは考へざるを得ないのじゃないか。値段を上げさすればいいというもののじゃないだろう。これは非常にはつきりしていることではございまして、これは別にここでこの席で議論するといふものではなくて、私はそういうことを考へながら、今度はどうしたらほんとうの近代化の農業といふものに取り組めるのか、これを農業従事者にもやつぱり考へていただくことではないか。米をつくることばかり、農業従事者はそれをもつて能事足りしないうで、とにかく国民の食糧、大事な食糧を供給するのだ。それは主食もあるが同時に副食もあるのだ、野菜もあれば、あるいはまた果樹もあるのだ、そういうようなことを考へると、そういうものがもっと近代的な経営方向に移っていくことができないのか、それを考へるべきじゃないだろうかと、これがいまの国内の農業問題の悩みではな

改定あるいは農協法等に取り組んでおることも、あるいは一面から見るといふゆる小農切り捨てたとかあるいは離農政策だとか、かような批判を受けますが、やはり農業の近代化をするためには、そこらに一つのくふうがあつてしかるべきじゃないだろうかと、私はかように考へるのであります。だから、近代的な農業経営といふもの、一体それは何なのかと、こういうことについてもう少しわれわれもくふうしなければならぬのではないだろうかと思ひます。

私はきわめてわずかな時間、先ほどビルマのネ・ウィンさんとお話をしました。ネ・ウィンさんは、米をつくつておる、苗を植える、これが日本では機械で植えるようになっておる。われわれもこれは工場を見てたいへん啓発された、こういうことを実は申し上げておりました。私は近代的な農業といふものはこういうようなところにくふうされるべきではないかと思ひます。そして総合的な食糧の供給、こういう方向にわれわれの政策は向けられるべきじゃないだろうか。だから、一面から見ると、いかにも片一方小農切り捨てたとかあるいは離農政策の促進だとか、こういうような見方がされるようではありますけれども、とにかく近代化の農業、その農業はどういうところに力を入れるべきかと、これと取り組んでこそ初めて農業従事者の真の利益にもなるのではないだろうかと思ひます。在来の、昔のまゝの農業、また昔のまゝの価格政策、それをとつては真の近代化の農業従事者の幸福がない、かように私は思ひます、いかがなものでしょうか。

そういう意味で私はただいま一連の法案を出し、皆さん方からいろいろ各方面の御意見を伺つておるわけでありまして。これが非常な極端な小農切り捨てだとかあるいは離農促進だとか、かような批判がそのまゝ受けられるようなものであれば、これは私も十分考へなければならぬと思ひます。しかしながら、適当なる処置がとられて、そしてできるだけそういうような農業の近代化の方向に進み、効率をあげることができるよう

な農業経営ができる、こういう方向に進むならば、われわれも大いに力を用いるべきじゃないか、また各党も協力して近代的農業というものの像をひとつ具現するようにこの際努力すべきじゃないだろうか、かように私は思います。

○芳賀委員 私と言つておるの、いまの佐藤内閣の行なつておる総合農政というものは、いかなる言辭を弄しても結局農村の優秀な労働力を他産業に流出させるという以外に中心的なねらいを持つていないのです。ですからあまりに農業を粗末にしたりじやまもの扱いにしてはいけないのではありませんかというのをわれわれは常に指摘しておるわけでありす。もう少しこの民族の苗しろを大事にする必要があると思うわけ。す。どんな優秀な労働力が流出して、あと農村が荒廃に帰した場合に、結局苗しろが荒れ果てた場合に、そのあとを継ぐ次代の民族の後継者というものは枯渴するということに当然なるわけです。

ですから現象的な、単に米が余つておるというやうなことだけを理由にして、農産物の継続的な価格の抑制、所得の圧縮というやうなことは非常に危険を伴つておるといふことは、総理自身が十分おわかりだと思つてす。ですから私は、農業をあまりこれ以上粗末にするやうな冷淡な政策というものは狂いがあるわけだから、根本的に考え直す必要があるではないかといふことを率直に指摘したわけでありす。

次にお尋ねしたい点は、今度の年金法案であります。これは何といひましても、前回の昭和四十二年の総選挙の際の総理の国民に対する公約の実現といふことにつながつておると思つてあります。農民に対しては恩給を与える、つまり農民年金の構想といふものはそこから出発しておると思つてあります。

そこで、政府が今回提案いたしました農業者年金法の中身と、当時総理が農民に公約されました年金制度の発想といふものが、大体内容において同一なものであるか、あるいはまた自分の当時考へたものと相当大きな懸隔があるかといふようにお

考へになつておるか、その点はいかがですか。

○佐藤内閣総理大臣 私はいま芳賀君の言われるやうに民族の苗しろを大事にするといふこと、これはもうもちろんでございます。私もそれを大事にするがゆゑに、ただいまのような総合農政を展開するのでありまして、これにはほんとうに農業従事者のしあわせ、それにつながるものだ、かように確信するがゆゑでございます。

ところでただいまの年金あるいは恩給、こういう問題でございますが、実は正直に白状いたします、これは実は私の考案というよりも農業従事者自身から出た声でございます。(「そんなことない」と呼ぶ者あり) そんなことないとおつしやいます。私は、いまはなにか知りません。しかし、私が立候補した際に、私は役人をやめて恩給をもらつておる。戦後の農村の農業従事者、これらは汗水を流して、そして當々として働いておるが、この老後に対する当然報いらるべきやうな年金制度一つないじゃないか、ここに政府としてくふうすべきものがあるのではないか、こういうやうな話を聞かされたのであります。私はこのことばに非常に感心した。打たれた一人でございます。私、その当時考へましたのに、これは農民あるいは農業従事者だけが特別な待遇を受けるのでなしに、国民年金としての制度が生まれる、そういうことが望ましいだらう、かように実は考へてまいりました。しかしながら、その年金そのものはできただけども、どうもこれは十分ではない。しかし、この国民年金制度についてもさらに内容を充実し、そういうやうな努力はいろいろ払われております。私はこれは当然だと思ひます。しかし、いまの財政状態からこの程度でやむを得ない、かように考へております。

ところで、ただいまは農業自身が転換期になつておる。そういうことを考へますと、それらと結びつけてこの制度を考へれば何か農業従事者に対して報いるものが考へられるのじやないだらうか。私は一般の国民の年金、その年金は農業従事者も、また中小企業従事者も、またその他の者も

これは同一に扱われるべきものだ、かように考へます。しかしながら、ただいまも御意見があらましたやうに、あるいは小農切り捨てだとか、離農促進だとか、かようにいわれておることを考へると、これに対して政府は何らかの処置があつてしるべきだ、かように、私はその方向に実は農村あるいは農業者の声を聞き取つたのであります。私はそういう意味から、ただいまのやうな年金制度がふさわしいのじやないか、かように実は思つております。したがつて、ただいまのやうな、農村にさうやうな声がない、こういうやうなお話でございます。これは私が、私は現に私自身がこの耳で聞いたのです。この恩給制度、このものは別に私が元祖じやない。私は正直に申しますが、農村の方々に貢献し、そしてめんどうを見てもらえない。

そして老後、これはもうあの肉體労働には耐えられない、かやうなことを考へると、私は一般のいわゆる年金制度、それだけでは事足らない、実はかやうに考へております。また同時に、農業の近代化をはかるのにこのやうな制度が十分生かされれば私はその目的を達することができるとのじやないか、かやうに考へて今回の案に賛成し、ただいま推進し、皆さんに御審議をいたしたいとおるやうなわけでございます。社会党もこのやうな案を出しておられます。また、社会党には社会党のよさがございす。しかしながら、私も考へます。に、国民を職業別に差別して、そして区別してそれぞれの年金制度を設けるべきではないと思ひます。できるだけ年金制度としては一様であるのが本筋だ、かやうに思ひますけれども、時に特別な政策を加味する、そういう過渡的な状態においてこれかやむを得ないのじやないか、私はかやうに考へまして、ただいまの提案しているやうな法案に賛成しておるのでございます。別に考へ方が変わつたといふものでもございせん。

○芳賀委員 私の尋ねましたのは、四十二年の総選挙の際の公約といふものは、全国の農民に相当大きな期待と希望を与えたことは、これは間違

いないのです。それが自分の真の聲ではない、賛成したにすぎぬといふことになると、これは全国の農民諸君が相当失望すると思つておる。それで、私は総理の最初のお考えと今回の政府案でありまして、内容にずいぶん大きな相違があるといふ率直な答弁を私は期待しておつたのです。これは全面的賛成といふことになると、最初の公約といふのはそれほどたいしたものではない、たといふに断定しなければならぬわけ。そこで今度のこの年金は、もうすでに御承知のとおり、いま農林省の統計によつても、全国の基幹的な農業従事者の数が約八百九十万といわれておるわけ。その中で、今回の年金対象者は、強制加入の対象になる者は百三十万人といふことになつておるわけ。その理由は、御承知のとおり農地に対して所有権を有し、あるいは使用収益権を長期にわたつて所有する経営者を対象にするということになるわけでありす。経営の規模については二町歩以上といふやうな経営上の制限規定もあつたので、全国の農業従事者の中の対象者としては二〇%を下回るといふやうなことになるわけでありす。一体、そういうやうな農業者全体に夢を持たした年金の発想といふものがこのやうな農業者年金法であつてしかるべきかどうかといふことも、これは十分検討を要する問題であると思つてあります。

もう一つお伺いしたいのは、これは単に経営者だけに限定されておるわけ。二十年間保険料を納入いたしまして、六十歳から六十五歳までの五年間にわたつてその被保険者は毎月一万五千元の経営移譲年金を給付を受けるということになつておるわけ。たといふは六十歳に達した、さあ移譲年金の給付開始といふやうな場合に死亡する場合もあるわけ。そういう場合には、移譲年金の關係についてはこれはゼロといふことになるわけ。退職年金も遺族年金もこれはないわけ。そこで、現在の日本の農業の形態といふものは、家族農業を主体にした自作農

であることは言うまでもないわけですが、したがって、家族を中心とした自作農経営ということになれば、やはり経営者と配偶者が一体になって家族経営の共同体ということで、経営者とその妻である配偶者が二十年、三十年営々として苦勞してきておるわけでありまして、ただ法律の名目上、所有者でなければならぬ、使用収益権者でなければ被保険者資格がないということで、これは配偶者の場合は全面除外をされるわけでありまして、しかし、六十歳になつて六十五歳までの間移讓年金の給付が開始されるとたん、あるいは一年給付を受けた後においてその被保険者がたとえ不幸にして死亡したような場合、何十年という間一家の共同体の中で努力をしてきた配偶者に対して遺族年金のいささかも与えることができないというふうなこの年金制度というものは、諸外国の例を見てもこういう冷酷なやり方はないと思つてわけですが、こういう細部なことについてはおそろしく総理は御存じないから、何でも自分の政府が出したんだから賛成というふうにしておられるかもしれないが、こういう点については率直にどうお考えですか。総理から答えてください。

○倉石国務大臣 先ほど来お話もございましたように、一つは農業政策上の考えと、それから総理がお答えになりましたような農業者の老後についての配慮、こういうようなものが二つ合わさります。今度の年金の制度にいたしましたのでありますから、もうすでに芳賀さんも御存じのように、経営移讓というものを一つの政策上のたてまえにいたしておるので、したがって経営者でないその配偶者はこういう場合の年金からは除外されるのが当然ではないか、こういうふうにならねば理解いたしておるわけでありまして。

○芳賀委員 きようはわざわざ総理出席ということで質疑を行なつておるわけですから、提案者である農林大臣あるいは厚生大臣はこういう冷酷無情な法案の事実上の提出責任者ですからして、この機会に何もくどくどしい答弁はきようは必要ないわけですが、佐藤内閣の責任者である総理自身に

こういう日本の家族農業の形態の中において二十年、三十年苦勞をともししてある、しかしいまの農業の家族経営の実態というものは、むしろ配偶者である妻が中心になつて経営をやつておることは総理も御存じのとおりであります。他の公的年金には政策年金でない純粹な公的年金もありませんが、わづか五年間に限られた移讓年金の給付期間中に被保険者である本人が死んだ場合、せめてその残期間分等については当然配偶者である妻に対して遺族年金等の支給を行なうというあたりの配慮というものが、せつかく新しい法律を出すときでありますからして、そこに人間性を加える必要があつたのではないかとこのことを私は総理にお尋ねしておるわけでありまして。

○佐藤内閣総理大臣 いま農林大臣からお答えをいたしました、たつて私の答弁を求められております。

ただいま日本の農業としてのあり方、これは三ちゃん農業か二ちゃん農業か知りませんが、そういう言い方をしておられます。こういうところから日本農業をどうしても直していかなければならぬものがあるのではないのでしょうか。これはおそろしく芳賀さん自身、もうすでに御承知のとおりだと思います。私も日本農業をべつ視する、輕くするわけではない。しかしながら十分にその効果をあげるようにこれから取り組んでいかなければならない、かように実は思つております。そういう意味から、特別ないまの年金制度をひとつ考へてみたというのがいま御審議をいただいております趣旨のものでございます。また、先ほど申しましたように、私は国民年金としては、農業従事者だけが特別な扱いを受けるというふうな考え方はいかか、こういうことを先ほど申したとおりでございます。これはやはり国民はひとしく同じような年金制度の利益を受けるべきで、そこらに差等があつてはならない、かように思います。しかしながら、現代の農業自身が実はさうな形で片づけ得ないような特殊なものがある。農業の近代化をもつとはからなければならぬ、もつと

集約的農業にこれは変わらなければならぬ、かように実は私思つておりますので、そういうこととあわせていまの年金制度を考えられておる、かように御理解いただいたらいかがでしようか。私は、ただいま農林大臣がお答えいたしましたとおり、別に專斷的な権利だからどうこうというのでなしに、やはり運用等から見ましてかあるべきではないだろうか、かように私は思つております。

○芳賀委員 総理大臣の場合は、不吉なことを言うわけじゃありませんが、もし他界された場合、あなたのお奥さんがあなたの年金に該当する給付の半額は終身給付を受けることになるわけですね。ところが農業者の場合は、二十代で結婚して六十になつてようやくせがれに経営移讓を行なうという条件にしてわづか五年間に限定して月給一万六千円の移讓年金が給付されるわけですが、五年間健康であれば何も問題はないわけですが、給付開始のときにたんに被保険者である本人が死亡したあるいは一年たつて死亡したという場合、政府案の年金制度によりますと、その配偶者であり何十年という間農業の経営に共同体として努力してきたその妻に対してさへいささかの遺族年金も給付をしない、こういう冷酷無情な政府案というのに対して、総理としてそれがあたりまえだといへばそれは別ですよ。しかしあなたは常に人間尊重を口にされておるから、そういう人間性豊かな総理の場合に、気がつかないものであればそれでいい。それがわかつておつてあたりまえだということであれば、われわれとしても一度総理の評価をし直さなければならぬということにこれはなるわけですが。

その次にお尋ねしたい点は、同じ二十年間毎月七百五十円の掛け金をいたしましても六十歳から六十五歳までの間に経営移讓をしなかつた者は、その間の年金は全然給付を受けないわけですが、さうして六十五歳になりますと、経営移讓をした者に対しては六十五歳以降国民年金の上積みとして月額五千二百円の農業者老齡年金が支給される、

経営移讓をしなかつた者については二十年間同じように七百五十円の保険料を納付しましても六十五歳からようやく給付開始の場合には三千六百円しか給付を受けられないという、こういう大きな差別的な取り扱いというものが老齡年金の時期から行なわれるということになつておるわけですが、これは私は社会保障、年金制度のたてまえからいって、平等であるべき原則を経営移讓をしなかつたからといって罰則的な取り扱いをする、しかも移讓をしなかつた六十五歳以下の老齡年金については一部掛け捨てが生ずるというふうな、こういう数理的保険料の設計が行なわれておるわけでありまして、今後の新しい経済社会発展計画の中におきまして、これから一九七〇年の時代は国民に対してはひとしく高所得、高福祉の政策を強力に進めるといふことを総理は願望しておられるわけですが、その一本の柱である年金制度の中においてかかる不平等、罰則的な措置、一方の被保険者に対しては過重な負担を負わせて、一方の被保険者に対しては政府負担を肩がわりさせるようなやり方というものは、これは今後の日本の年金制度全体の発展から見ても大きな障害になるのではないかとこのように思つておるわけでありまして、その点はどうかお考えでありますか。

○佐藤内閣総理大臣 第一点の遺族年金がないという点、これは御指摘のとおりでございますが、これは一つの考え方としていろいろ離散した場合あるいは譲渡した場合に特別給付等をしていく、こういう点と相殺されるべき——相殺するといふとおかしいですが、そういうほうに重点を置いて考えたので、年金体系としては不十分かわかりません。

次の問題としてのいまのお話しになりましたような点、これも一つの見方でございますが、私はいままでの案自身が間違つておると思ひます。んけれども、私もはいままでの説明なすつたこと、これがわからないわけでもございません。これは十分理解はいたしておりますが、ただいままでの考え方を筋を通して考えますといふ提案し

たような法案になつておるわけでありませう。これが政府として一貫した考え方でございますが、これらの点は十分御審議をいただくべき筋のものかと思ひます。

○芳賀委員 次に問題になります点は、年度の年金が制度的に開始されますと、まず被保険者になる者の条件としては国民年金の加入者でなければならぬ、これが前提になるわけですが、国民年金法の第七條によりますと、日本国民であつて満二十歳から六十歳までのものはひとしく国民年金に加入させる、こういう原則があるわけですが、この国民皆保険、将来は国民年金にすべての年金を統合させるといふこれは大理想でありまして、私も社会党としてもこれを支持するものであります。

加入者でなければならぬ、同時に所得比例についてもこれは強制加入をさせるということに今回の政府案はなつておるわけですね。国年で任意であるべき比例部分といふものは農業者年金で強制でなければならぬ。しかもその部分に対する国の負担といふものは定額部分については三分の一、比例部分については四分の一といふようなこういう差のある条件のもとに、それを何があつてもこれに加入しなければ農業者年金の加入資格が生じないといふやり方は、国民年金制度の面から見ると、当然任意制であるべきものを他の年金が強制するといふことは、これはやはり立法上からいつても大きな問題があると思つておられます。ですから、そういう点についても総理として十分な研究をする必要があると思つておられます。

その大原則を守る立場の上に立つて法案を作成して提案をしておるわけでありませう。そこで問題は、去年の臨時国会におきまして、国民年金制度の中でも所得比例部分が今度は制度の中に加つたわけでありませう。勤労者の場合には被用者年金に入つておりました、毎月毎月受ける給与の中から一定率の保険料を支払つておりましたから、これはもうおのずから所得に依つた保険料の納付ということになるわけですが、農業あるいは林業、漁業や自営業者の場合は、実際の所得を把握してその所得が毎年毎年伸びていくものであるか減るものであるか、変動さえも把握できませんので、被用者年金のように所得が的確に年金に反映するといふことは、これは至難であります。そういうこと

もう一つは、この法律が通りまして、実際に経営移譲年金の支給が開始されるということになれば、現在五十五歳以上の者は経営者であつても対象になりませんので、結局五年後でなければ移譲年金の給付は開始されません。そういうこともありまして、現在五十五歳以上のうち、土地の所有者権者あるいは非所有者権者についてもこの方針に協力してすみやかに経営移譲をいたしまして、この年金は五十五歳の経営者の政府に協力して移譲した者に対しては何ら恩恵が及ぶとしないことにならざるわけですね。ただし経営移譲ではなくて、後継者に譲らないで第三者に経営農地を譲渡した場合、これは離農一時金というように一定額を支給するといふことになつておるので、問題は経営移譲年金が目的の年金法である場合、経過措置も五十五歳以上の、当然経営者であるべき高齢者に対しては長年の農業経営に精進したその努力を認めると同時に、経過措置としてこれらの分に対しては何かの具体的な措置が必要であるといふふうになるわけですが、その点はいか

得ぬわけですが、今回の場合にはまず国民年金の加入者でなければならぬ、同時に所得比例についてもこれは強制加入をさせるということに今回の政府案はなつておるわけですね。国年で任意であるべき比例部分といふものは農業者年金で強制でなければならぬ。しかもその部分に対する国の負担といふものは定額部分については三分の一、比例部分については四分の一といふようなこういう差のある条件のもとに、それを何があつてもこれに加入しなければ農業者年金の加入資格が生じないといふやり方は、国民年金制度の面から見ると、当然任意制であるべきものを他の年金が強制するといふことは、これはやはり立法上からいつても大きな問題があると思つておられます。ですから、そういう点についても総理として十分な研究をする必要があると思つておられます。

がなければ、一億国民を包容したりつばな政治はできないんじゃないかと思ひますが、あわせてお尋ねいたします。

○佐藤内閣総理大臣 いまの強制加入になつておるのはどうも理解できないというお話でございますが、私はこれが農業年金の特殊な性格から来ているものではないか、かように思つておられます。普通ならば国民年金として全部が同様に処理されるけれども、しかし特別な処理をするためにどこかかわつた点がある、それがいまの強制加入、こういうことで処理されておる、かように御理解していただきたいと思います。またその次の五十五歳の場合は、これは他に譲ればいづゆる一時金が離農の場合はあるわけですが、後継者に譲つたという場合にはこの恩恵はないといふ、まさしくそのとおりでございます。私は農業自身をやめるわけではないのですから、その場合ないのが普通じゃないだろうか、かように思ひます。国庫で全額負担して離農した場合に、その処置はつくわけでありませうから、そういうふうにこれまた御理解していただきたい、かように思ひます。

○芳賀委員 最後に一問で終わりますが、たびたびの総理の答弁を聞きまして、私が最初心配したとおり、今回の年金制度、これは農民の離農だけを目的にする、経済合理主義、それに付加すべき人間性といふものは全く排除して、経済効果のあがる合理性だけでこの年金を進めるといふことになれば、これは全く冷酷無情な年金といふことになるわけでありませう。ですから政府の資料によりますと、全体の年金制度における政府の給付支出が世界各國に比べるとまだ十四番目といふことになつておるわけですね。あるいはまた国民所得水準は世界二十番目、総生産だけは自由主義國の二番目といふことをこれだけ総理は大言壮語しておるが、国民所得二十番目とか、社会保障十四番目といふことは口が固くてなかなか宣伝されぬようですが、しかしこの部分に今後政治の重点を注いでもらいたいと思つておるのです。どうしたら平均の国民所得を上げることが出来るか、あるいはこ

の被用者年金では相当進歩を進めておりますが、国民年金制度あるいは厚生年金制度は、厚生大臣の言葉を借りてもまだまだだくられておるわけですね。こういう点に重点を置いた年金保障制度の躍進をはかる時期が来ておると思つておられます。

○佐藤内閣総理大臣 いま社会保障制度全般について大まかに御批判がございました。いまの国民

その被用者年金でこれは相当進歩を進めておりますが、国民年金制度あるいは厚生年金制度は、厚生大臣の言葉を借りてもまだまだだくられておるわけですね。こういう点に重点を置いた年金保障制度の躍進をはかる時期が来ておると思つておられます。

○佐藤内閣総理大臣 いま社会保障制度全般について大まかに御批判がございました。いまの国民

総生産、GNP、それらが非常に高いにかかわらず個人当たりの所得が非常に少ないのじゃないか。それは世界的に見ても非常に低い、そこらに問題があるのじゃないか、こういう言い方をしておられました。それは確かにいま総生産から見れば世界第三位、自由陣営で第二位だ、かように申し上げておきます。しかし個人当たりから見ればそれは二十番目、あるいは二十一番目だ、かように言われておりますけれども、しかしまた別の計算の方法もあります。いわゆる人口一千万以上の場合にはどうなるか、五千万以上の場合にはどうなるか、やはり国柄とか、そういうところを基準にしても考えざるを得ないのではないかと考えております。からだだけ非常に大きくて一人当たりは少ない。これは国民総生産としては高いところにくく。しかしこれは必ずしも個人の富をあらわしておらない。これは御指摘のとおりであります。

そこで、私は、よく申すことですが、一千万あるいは五千万、そういう国を基準にして日本がどういう点にあるか、それをひとつ考えてみるべきだということを申し上げておきますが、私は、それを考えてみると日本は二けたではない。やはり一千万ならばおそろく九番目くらいでしょうか。五千万以上の国であれば五、六番になるのじゃないか、かように思っております。したがってお互いにはもつと、国民所得がパーヘッド、パーキャピタル、これが少ないといつてそう申下す必要はないのだ、かように思っております。

そこでさやうな富を持った今日になると、われわれの欠いておるもの、もつと社会保障制度に手厚いものがあつてしかるべきではないか、かように私は思います。それは芳賀君が御指摘になつたのと同じような意味合いでです。私もはもつと社会保障を充実すべきその時期に来ているのだ、これがいわゆる七〇年代の私の仕事ではないかとも思っております。ただいまいわゆる厚生年金、そういうものについてもさらに中身をもつと十分に上げていくとか、こういうことを考えてみたらどうだ。そういう方向に右へならえすべき

じゃないだろうか。ただいままでは、被用者の場合わりには自分の負担が少なく済んでおる。しかしその自分の負担は少ないが、その他は国が出しているわけでもない。やっぱり雇用者自身が負担している場合が多い。したがって自営事業の場合に、そこらに非常な差がある、これは御指摘のとおりであります。しかしながらもつと高度の福祉国家になれば、これは変わつていかざるを得ないだろうと思ひます。ただいま高福祉またそういう社会の高所得という表現をされましたが、しかし私はしばしばいわれるように、高福祉、高負担というか、やはりそういう方向にならざるを得ないのではないだろうか、ここに一つの問題があるように思ひます。私は、負担する能力ができること、これがやはり望ましいのではないだろうかと思ひております。給料が少なく、所得が少なく高負担は困りますが、うんと所得があるなら高負担も喜んでできるのじゃないだろうか。そうして高福祉の国家ができるのではないだろうか。私は、そういうような意味を考えていくべきだろう。これはこれからの一つの夢だろうか。夢ではなくて、それを実現し得るのではないか、かように日本の国力から見れば私は考えております。別に保守党だからといって、いわゆる社会主義的な考え方全然拒絶する、こういうつもりもございません。もちろん社会党の方の御協力も得なければならぬと思ひますし、また進んでそういう点で保守党が社会党の協力を得るような政策を樹立すれば必ず得られるものだ、私はかように考えております。ただいま申し上げるような点がこれからの問題になるのではないだろうか。いわゆる自営事業、これはどうしても経営者自身にその負担が重くかかつておる。雇用者の場合と雇われておる場合とは違つておる。いわゆる雇い主の分も自営事業の場合には負担せざるを得ないのだ、そこらに問題があるように思ひます。私は、その他の公的年金制度と比べてみまして、今回の農業年金は、別に農業者を非常に虐待したとか、かように考へておりません。私は、他の公的年金と比べてた

だいまの農業年金制度は適当なところへ位置づけられておる、かように思ひますがいかなるものでしょうか。これはまたひとつ御批判をいたしたいと思ひます。

とにかく、私はいま申し上げるような負担率自身が低いとか低いとかいうことでなしに、もつとそれぞれ国民自身の個人個人が十分の所得がふえて、そうして富めば喜んでみずから負担するようになるだろう。社会保障というものはそういうようなものでなければならぬ。高所得、高福祉、こういうことにならざるべきものだ、しかも芳賀君が御指摘になりましたように、高所得、高福祉、これが高負担、高福祉、いわゆる負担だけが高くなつたといふものでないように、そういうものでありたいと思つております。今回つくり出した制度そのものも、これは本来から申せば農業従事者だけに特別な年金制度を考へる、いわばこれはたいへんな考え方の飛躍であります。私は、あえてこの農業従事者に対する特別処置をとつたこと、これは先ほど申しましたように農業者はいまでもあまり恵まれておらない。しかもこれが筋肉労働だ、こういう点に思いをいたすときに、やはり特別な処置があつてしかるべきじゃないか、かように思ひますし、ことに最近農業自身の大転換期にきておる。そういう場合に農業者に対して特別な年金制度を設けても、これはまた国民が納得してくださるのではないか、かように思ひます。私もは農業者だけを優遇する、こういうこととでなしに、この制度自身が他の中小企業その他の方からも理解されて、そうしてやはり農業者の性格から特別な処置がとられたという深い理解を持たれて初めてこの制度が生きてくるのでありますから、そういう方向でありたいものだ、かように考へております。したがって、あるいは行き方としてはもつと進めてもしかるべきものが、あるいは適当なところとどまつておる、もつと上げて、なぜ優遇しないか、こういうようなお話の出るのも当然かと思ひます。しかし、私は農業従事者だけについて特別な処置をとるといふところに問

題があるのでありますから、これはやはり適当なところにとどめて、他の職業からも農業者に対しての特別な年金制度、これは理解できる、こういうものであつてほしい、かように思つておるのでございまして、たいへんおしやべりをいたしました。以上のような考え方でございまして。

○草野委員長 山田太郎君。
○山田(太)委員 このたびの農業者年金基金法案の質問に入ります前に、佐藤総理が当委員会に国会初めて出席をいたしておられますので、まず最初に農政の基本問題についてお伺ひしておきたいと思ひます。

総理は、わが国の経済の高度成長の基盤として、わが国農業の果たした役割りには偉大なものがあると申されております。そこで、このたびの生産調整、これは農家の生産意欲に重大な影響を与えております。その上、先ほど話がありました、物価上昇の中に主要農産物の価格が据え置き同然の状態になつております。農家はわれわれの将来はどうなるのだろうか、こういう不安を持っております。元来、農家は土を愛し、生産に努力する意欲に燃えているのは当然のこととあります。それを休耕、転作あるいは農地転用などによる農政は、現時点においては一応やむを得ないといひました。政府の場当たり的な農政でなく、長期的見通しに立つた希望の持てる、そして全国五百三十五万の農家が安心して農業にいそむことができればよい基本的な御見解を最初にお伺ひしておきたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 私は、昔から農は国本だといわれた、幾ら今日工業が発達いたしましても、やはり今日も農は国本だ、かように私は考へております。また国民の食糧そのものを外国から輸入するといふようなことよりも、やはり国内で生産できる、こういう方向が本来つこうな、またあつて、なぜ優遇しないか、こういうようなお話の出るのも当然かと思ひます。しかし、私は農業従事者だけについて特別な処置をとるといふところに問

本国民は生活するといふことは、どうも近代的ではないのではないか、かように思います。私はそういうことを考えながら、いま米が余つてゐる、そういうときこそ農業の近代化をはかるべき一番いいときではないか。私はどうも米が足らない、食糧が不足してゐる、そういうことを考えると、そのときには何でもかんでもいいから、一粒の米でもよけいつくれといつて、農村の方々に協力を求めてまいりました。近代化だの、あるいは生産性を上げるとかいうようなことは、あまり理屈を言わないで、とにかくつくることだ、一粒でも二粒でもよけいつくることだ、こういうような考へ方でありました。これは余給がなかつたからであります。しかし、たゞいまは余給ができてきた。米が余る。たいへん片一方から見ると困つた状態ではあります。そういうときにこそ初めて農業の近代化、生産性を上げることと取り組めるのじやないか。そうしてたゞいま山田君の言われるように、希望の持てる農業といふもの、そういうものを真につくり出すことができる、そういう可能性があるのでないだろうか。それは一体どういうものだろうか、これをひとつ考へていたたたきたい、かように私に思ひます。したがって、たいへんつくりたいと云ふことだ。だからこそこのときをのがさないで、そうして農業の近代化、生産性を上げていく、その問題と取り組む。そうして多種多様な食糧を供給するような、そういう方向に取り組んでいく、こういうことであつてほしいと思ひます。たゞいま私も米は余るが、国民の食べる食糧、同時にまた飼料等を含めていゝゆる食糧といわれるもの自身を考へてみると、なかなか八〇％までは自給自足できておりません。これはもつと自給ができるような方向にする。そうしてそこに近代的方法あるいは農法を取り入れるならば、必ずできると私は考へざるを得ないのであります。御承知のように、アメリカはずいぶん進んだ工業国だ、土地が広いから、かように申しまして、人はずいぶん高い労賃を払つてゐる。その高い労賃を払つて、あそこでは大豆がで

きる、小麦ができる。それらのものを日本にどんな輸入してゐる。お米も日本の米価よりも、国際価格から見れば、半分以上でできてゐる。私どももそういうところに目をつけて、これからもつと効率の上がる、もつと経済性の上がる高い農業、それと取り組むべきじやないだろうかと思ひます。同じように乳をしばりましても、一頭の牛からしぼるのではなく、あるいは少なくとも三十頭程度は飼うようになるとか、そういうようにになれば、よほど変わるだろう。これなども最近のやはり酪農事業等から見まして指摘される点だと思つておられます。農業において、ことに私は小さな耕地面積、その状態を考へますと、これはもつとわれわれはくふうすべきではないだろうか。しかも日本自身が労働力不足の時代にいまやなつてゐるのですから、そういう場合にはあらゆる面でわれわれの貴重な労働力を生かして使う、そういう方向に取り組むべきじやないだろうか。かように思つておられます。これがいまのたゞいま考へられる農業基本的な態度でありますし、またこれはひとり農業といわず、工業その他もあわしての日本産業のあり方として、もつと労働性を高める、労働力を大事にする。そこに目をつけなければならぬ、かように考へておられます。

○山田(本)委員 時間の制限がありますので、たゞいまの総理の御答弁をもとに伺ひたい点も多々ありますが、再び農家の生産意欲をそぐような、このたびのごとき、ことばが過ぎるかもしれないが、愚策は繰り返されることのないように強く希望し、要求もしておきたいと思ひます。そこで、次の問題点に移りますが、この年金の基金法案は、かねて総理が農業者にも恩給を、これは総理の有名なことばになつております。公明党はもちろん各党も、また多くの農家の方々も要望しておつたことは事実であります。それが、このたびの法案が出されたことは、一歩前進であることは認めるにやぶさかではありません。しかし、その内容が、恩給といふことばから見ますと、老後保障の色彩よりも離農促進及び経営移譲に重点が置かれてゐることは確実であります。この点について総理の御見解、先ほども少々触れてはあられたようでございますが、私からも大きくお聞きしておきたいことです。

また、同時に、この法案がもし成立の運びになつて、実施の段階において不合理な点が明らかになつたときには、すみやかに改正に努力すべきだと思ひますが、その点についての御見解もあわせて伺ひたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 「農民にも恩給を」といふ、キャッチフレーズとすればたいへんブームを巻き起こしたか、かように考へますが、私がいま、農民には恩給というよりは、たゞいまのような年金、これが先ほども申すように、農業経営者だけが特別な扱いを受ける、そういうことの困難性は国民としてよく理解されてゐると思つております。

たゞ、いままでは、先ほども私は自身が立候補、選挙に出た当時に聞いたように、どうも農業経営者は報いられるところが非常に薄い、何とかしてもらいたい、かような意味から——やはり公務員なら公務員、これもたゞでやつてゐるわけじやありませんが、年金をもらつて、恩給制度がある、やはり農業経営者もさうな制度があつてしかるべきじやないか、自家営業であるというために、どうもそういうような点についてあたたかい手が差し伸べられておらない。ことにだんだん年をとつていく、そして若い青年はどんどん離農していく、村を離れていく、そういうところを考へると、何か希望をつなぎ、そういうところを考へるものにしたたい、こういうことがだれしも考へることだと思ひます。

私は、そういう意味で、私自身が耳にしたことを先ほどは冒頭に披露したものであります。おそろく皆さん方も大なり小なり、あるいは直接、あるいは間接なりに、たゞいま申し上げるような、農業従事者に対してもつとあたたかい救いの手を差し伸べるといふお話を他の場所でお聞きだらうと思ひます。私はそういう意味から、ある

いは恩給、さうに考へることが、そのことは自身が不適当であつたかも知れませんが、しかし、それがよくやくだたいたまふ年金制度としてかように生まれようとしてゐるわけでありませう。しかしながら、これは新しい制度であり、また生まれるにつぎましても、各党から批判をいたされように、なかなかむずかしい問題がございます。そのむずかしい点は、先ほど申しましたように、これからの農業を一体どうしたらいいのかといふ、農業自身の問題もありませんが、同時に、農業従事者自身が他の事業の従事者と区別される、そうして特別な扱いを受けるという、そのためにこれは手厚い保護であつてはなかなか理解されない、他の事業から袋だたきになる、また手厚くないと何をしたらいいのかということにもなる、適当なところで筋を引かざるを得ない。先ほども芳賀君と議論いたしましたのもそういう点であつたように思ひます。ここに今回の制度のむずかしさがある。しかしこれは、とにかくいま置かれていた農業従事者の特別な地位、それを考へてみ、またこれから農業はいかに発展すべきか、そういうことを考へたときに、このことが必要ではないだろうか、かように私は思ひます。したがって、老後に対する備えであるばかりでなく、また将来農業に従事する人々に対しても、弱いかわたりませんが、ある程度魅力を与えるものであつてほしい、また経営規模拡大等にも役立つものであつてほしい、かように私は考へてゐるのであります。

そうして山田君が御指摘になりましたように、これはどうも賛成できないけれども、ずいぶん政府はやりがつてゐるからやらしてはみるか、もしどこかで不都合な点があつたら修正するか、そういう点、これは私は皆さん方ともどもにこの問題と取り組んでいくつもりでありますし、実施を待つまでもなく、納得のいくようなものがあれば、それは修正してでも私どもはこういふものをつくりたい、かように実は思つております。た

だ、むずかしさは、ただいま申し上げますように特別な処置を農業従事者に与えるという、そこにはどの程度まで与えるかという非常なむずかしさがある、かように御理解をいただきたいと思ひます。したがって、やってみまして、そうして不都合があつて直していく、それにはもちろんやぶさかでないことをこの機会にはつきり申し上げておきます。

○山田(太)委員 残りの時間があまりないようで非常にづらい質問です。

そこでまず第一点、先ほど総理の御答弁の中にもありましたように、一つの農業政策を国策として進めていくための農業者年金基金法の要素もあるわけです。離農の促進あるいは経営移譲という点、この面が非常に重点が置かれていきます。そこで、この国策を遂行していくのであるから、言うならば経営移譲奨励金とでもいえるような性格のものではないかと思ひます。そこで三分の一の国庫負担になつておられますけれども、これはもつと大幅に引き上げるべきではないかという点が一。それからもう一つの点は、いまイタリヤで年金を上げるといふことでストライキがひんびんとして起つていくというのを聞いております。これはやはり物価上昇にあるいは賃金指数の上昇に非常に大きな影響を受けていることです。そこでそういう面からも、年金のスライド制ということをお考えたいのではないかと、いふうな意見も非常に多いわけです。この点についての総理の御見解もあわせてお伺ひしておきたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 どうも長い答弁をしましてとに相すみません、短くいたしますが、いまの国庫負担をもつとふやせという、私は先ほど申しましたように、他の公的年金制度と比べて、今回の制度は国庫負担が適当なところへどまっておるのじやないか、かように思ひますので、御意見として承つておきます。

それから第二の問題として年金のスライド制、これはいかにも理論的なようですが、こういう点

はよほど慎重にやらねばならないことにはいかぬのじやないだろうか。私も物価問題と取り組む場合に、あらゆるものがスライド制になつていく、そういうことだと、どうも物価問題そのものに對しての考え方も案になり過ぎやしないか、かように思ひますので、この点はもう少し私に検討させていただきます。少し余裕を与えてもらいたいと思ひます。

○山田(太)委員 では、次の質問に移らしていただきますが、先ほど申し上げましたように、この基金法が農業経営者の若年化と近代化を目ざすものであるというところは、これは理の当然でございします。そこでこの効果が出てくるのが大体五年先をめぐらしてあることに、法案から見ると結果はそうなるべきです。そこで、ここで考えなければいけないことは、この年金に入ることで、ない五十五歳以上の方々、しかも後継者のちゃんある人がいま全国で百九十九万七千人いらつしやいます。経営主です。この方々に対しての配慮というものが、慰勞給付金以外には考えられていない。この点は農業の近代化あるいは若年化を望むべきだといふ点が一点残つてゐるわけです。これはたとへばそのような方々に経営移譲福祉年金とでもいふようなそういう措置を講じてあげるならば、より一そう若年化と近代化を進めていく農政にも合致したことに、結果としては当然なと思ひます。こういう点についての御見解もお伺ひしておきたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 先ほど来申したのは、主として規模の拡大、その方向で申しました。ただいま山田君からは経営の若年化、若い人にも、こういうお話でございしますが、規模自身がかわらないで若年化しただけではちよつと私は効果——それを直ちに取上げるというの、ちよつと他のものともよく比較研究する必要があるのじやないだろうか。私はややただいまの御提案には疑問を持つております。

○山田(太)委員 この点についてはもつと多くを

論じていきたいところでございますが、最後に一点だけお伺ひしたいと思ひます。

それは何かといひますと、この農業者年金基金法について最近農家の方々と話し合つたときに出た問題ですが、この年金がわれわれ農家の生活の安定の一助ともなるというところは確かに認められ、しかし現在のようには大体三年周期で野菜や果実の暴騰、暴落が続いておつたのでは、われわれ農家の立場としてはばくちを打つような気がしております。これを現在の野菜生産出荷安定法のような、いわばちやちなものでなく、大幅な国庫負担によつて野菜果実価格安定基金とでもいふようなものを考へてはもらえないものかという切実な願望があつたわけです。これはやはり当然なことだと思ひますし、国民、ことに消費者にとつても生産者にとつても非常に大切な問題でございします。ことに総理は物価関係協議会の長として非常に頭を使つていらつしやることでしようが、ただ単なる抽象でなしに、具体的なもの、野菜だけでもこのように安定したじやないかといふものをつくつていくべき段階にあると思ひます。その点について総理にこの問題とあわせてひとつ御答弁願つて、それで質問を終わらしていただきたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 今回の年金法、これは農家の安定の一助ともなるという、これは率直な表現だろうと思ひます。もつと力強い安定度の高いものという、農業者から感謝されるというところまで持つていきたいのですが、そこまですとつかないやうです。

そこでただいまの第一の問題はその程度にいたしまして、第二の問題のほうがより一つの問題ではないか。

農業従事者としては恩恵的な年金よりも、自分たちがつくるもの、その野菜その他のものが適当に評価されること、いわゆる上下があまりないやうな方法、そういうやうなことをやつてくれることが一番望ましいのだ、おそろくそういう提案をされたんではないかと思つております。私はこ

のことが一番ただいま頭を悩ましてゐる問題でありますし、どうもいままでの市場のあり方等を見ると、その市場で値段が高くなると、いま出せというのでとつと出る。そのために急に暴落する。だからあとが続かない。あるいはまたつくるほうから見ても、どうもことしはタマネギが高い、来年はタマネギにしたらどうかというところで、実は生産がそのほうで今度過剰を来た。だからついてもまた出荷の時期にも関係して、どうも安定しない。こういうやうな問題があるやうであります。どうしたらいいの、これは一番私どもの頭を悩ましてゐる問題であります。

一つは、できるだけ生産規模等について最初から計画的な生産を奨励すると同時に、やはり輸送、貯蔵の点でも特別なふりをしていく、流通機構にメスを入れる、そういう事情が現状におきましては考えられるものではないだろうかと思ひます。

どうも生産が多くなつていふゆる農作貧乏が今日も続いております。こういうやうな状態では、経営のほうの問題ではなくて、政府機構あるいは政府側の無策だ、こういうことでただいまのような農作貧乏といふやうなことがあるのではないだろうか。その農作貧乏のないやうにする。また流通機構を安定さすといふことだ。ある程度貯蔵ができる問題になれば、これはいままでも肉類等についてそういうことをやつた例もございしますし、もつと安定供給の方向に諸施設を整備していけば、必ずやれることではないだろうか。そういう点でくふうをする。いわゆる品不足もなくなれば農作貧乏といふやうなこともなくなる。かように私も考へますので、それらの点ではもつとこまかな対策を立てていく、これが望ましいことだと思ひます。これは経営者ばかりの努力でなく、制度そのものとしてもわれわれは考へていかなければならない。そのためには農業の場合だと、農協等の協力を得る場合が非常に多いし、地方自治体の協力もまたしかりでありますし、私はただいま申し上げるやうな点が改善されていかなければな

が、それは省きまして、農業者年金基金法に限
て質問をしたいと思います。先ほどから総理は、
きわめて懇切な御答弁をなさっておりますが、

おりますが、実際はそうはいかないだろうと思
ひます。その理由は、先般私が要求しました資
金を見てみますと、二百万の中で後継者を持つて

におまかせしていいことではないか、かように思っております。

○合沢委員　まことにものわかりのいい総理の御

○合沢委員　しかしそういつた内容については、
理も十分御承知なさつて、この部分についても御
配慮方を將來ぜひお願いしたいと思つてござい

かされておる、かように私は思いますから、どうぞよろしく御了承願います。

○合沢委員　以上で私の質問を終わります。

○草野委員長　これにて内閣提出、農業者年金基金法案に対する質疑は終局いたしました。

○草野委員長　この際、私の手元で起草いたしました内閣提出、農業者年金基金法案に対する修正

案を提出いたします。
修正案はお手元に配付してあるとおりでございます。
その案文を読み上げます。

農業者年金基金法案に対する修正案

農業者年金基金法案の一部を次のように修正する。

第四十八条中「百八十円」を「二百円」に改める。

以上であります。
何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○草野委員長 本修正案に対して別段御発言もないようでありますので、本案並びに修正案を一括して討論に入るのであります。別に討論の申し出もありませんので、これより順次採決いたします。

まず、農業者年金基金法案に対する修正案について採決いたします。
本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○草野委員長 起立多数。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除いて原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○草野委員長 起立多数。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○草野委員長 この際、本案に対し、角屋堅次郎君外三名から自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党共同提案にかかる附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。角屋堅次郎君。

○角屋委員 私は、ただいま議題となりました内閣提出、農業者年金基金法案に対する自由民主

党、日本社会党、公明党及び民社党の四党共同提案にかかる附帯決議につき、提出者を代表してその趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

農業者年金基金法案に対する附帯決議案
政府は、本法の施行に当り、左記事項を検討し、その速やかな実現に努めるべきである。

記

一、五十五歳以上の年金非加入者に対しては、別途の措置を検討すること。

二、国は、保険料の改定にあたっては農業者の負担能力を勘案し、適正なものとすよう国庫の助成について十分配慮すること。

三、農業者年金基金の組織および業務運営については、被保険者の意志を十分に反映したものとすること。

四、保険料積立金の運用にあたっては、農業の近代化、農業者の福祉向上のために十分還元されるよう措置することとし、特に基金の行なり融資については、長期低利のものとする

とともに、積立金の安全、有利かつ効率的な運用を確保するため、国は利子補給等所要の措置を検討すること。

右決議する。

以上の附帯決議の趣旨につきましては、すでに質疑の過程で十分論議を尽くされておりましたが、詳細な説明は省略をいたしましたと思ひますが、一、二の点について簡潔に触れておきたいと思ひます。

附帯決議の第一項の「五十五歳以上の年金非加入者に対しては、別途の措置を検討すること」とこの条項については、本委員会の議論の過程におきましても各位御承知のとおり、この問題については別途適当な措置を講ずることが、農業者年金の社会保障的な性格を重視する点からも重要であるという意見が強く述べられてまいりましたことは御承知のとおりでございます。

第二項の問題については、御承知のように、今回の七百五十円の負担増、さらに所得比例部分の三百五十円の国民年金の負担をプラスすること

等々によりまして、妻を含めて二千万円の負担の問題に発展をしておりますので、今後の農民の負担能力から見て、保険料の改定にあたっては十分国庫の助成をもつて適当な配慮が必要であるという趣旨でございます。

なお、第三項の「農業者年金基金の組織および業務運営」の問題についても、基金の民主的な運営の問題に関連して、本委員会でも十分な論議がなされてまいりました。したがって、政府におかれましてもその論議の趣旨を十分生かしまして、運営の成功を期していただきたい、かように考えるところでございます。

第四の保険料積み立て金の運用の問題についても、本委員会で真剣な論議が展開されてまいりましたわけでございまして、今日、農業金融全般の情勢からいたしまして、農業近代化あるいは農業者の福祉向上のために、農業者に十分なる資金を必要とするこの情勢にかんがみて、これらの要請に十分こたえるような措置を前向きに検討していただきたい、こういうふうに考えておるところでございます。

以上、簡潔に附帯決議の趣旨について説明申し上げましたが、何とぞ委員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○草野委員長 以上で趣旨説明は終わりました。本動議に対し、別に御発言もありませんので、直ちに採決いたします。

角屋堅次郎君外三名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○草野委員長 起立総員。よって、本案に附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議について、政府の所信を求めます。倉石農林大臣。

○倉石国務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、決議の御趣旨を尊重いたしまして善処してまいりたいと存じます。

○草野委員長 なお、ただいま修正議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○草野委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○草野委員長 次回は、明七日開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時十一分散会

